

平成26年川俣町議会第7回定例会会議録

平成26年川俣町議会第7回定例会は、9月8日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	13 番 高野善兵衛君
14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君	16 番 黒沢敏雄君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

12 番 五十嵐謙吉君

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書 記 長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、1番議員 村上源吉君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。通告順に質問を許します。

13番議員 高野善兵衛君の登壇を求めます。高野善兵衛君。

○13番（高野善兵衛君） おはようございます。まずは、初めに広島の土石流災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、私の質問をいたします。古川町長の進退を伺うということで、町民の目線で川俣町の町政が他町村と比べて、庁舎建設敷地の拡張も見られず、復興住宅の建設で町民人口増につなげるものではなく、町は何をやっているんだという声を町のあちこちで聞くことができます。

原発事故により、余儀なく避難されている方々の中には少なからずや、畑のついていない住宅を希望している人たちが多くいることを耳にしております。このことにつきましては、営農団地として一度、議会に提案されたが否決となり、それ以来、方針を変えて、提出することも見られず、関係する羽田下組の方々は井戸水の不足から、団地ができれば関連して水道を引くこともできると、水問題の解消にもなると期待されていた方もありました。

ここにきて、町政にエンジンがかかったのかのように羽田団地造成と、何十年も前から待っていた西工業団地の造成に着手されることに、町発展の起爆剤として町民が期待感を持って見られているところであります。

今後は、若者が働くところができたら、次には若いママさんたちが子どもをだっこして買い物に行ける生活の便利さと、安住なところの提供が必要になるでしょう。そこで考えることは、ツルハドラッグ周辺の字学校前地区を住宅地として、開発することも町発展、人口増につながることを考えられます。こうした町民の期待を知らながら、やめるのか、それとも、ここがチャンスと捉えて新しい川俣町発展に向かう筋道を完全なものにするために、強い姿勢で再挑戦されるのかを伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。きょうから一般質問になります。どうぞよろしくお願いをいたします。

13番 高野善兵衛議員のご質問に答弁をいたします。

古川町長の進退を問うの、町民の期待に応えずやめるのか、それとも、新しい川俣町発展に向かう道筋を完全なものにするために強い姿勢で再挑戦をするのかを伺うについてのご質問でございます。

まず、これまでの町政の取り組みに対して、議員の皆様を始め、町民皆様からの絶大なるご支援をいただき、そして真摯な議論をいただきながら、町政執行に当たらせていただいておりますことに心から感謝と御礼申し上げます。ありがとうございます。

平成22年11月の町長選挙におきまして町民皆様の信任を得て、第3期目の町長につかせていただき、早くも4年が過ぎようとしております。改めて3期目の町政を顧みますと、何といっても、平成23年度から議員の皆様と練り上げた第5次川俣町振興計画に取り組もうとしていたやさきに発生いたしました千年に一度と言われる未曾有の被害をもたらした東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興、対策・対応に尽きると考えております。震災により、建物等の被害があったばかりでなく、原発立地市町村からの避難者の受け入れに伴う対応に追われる中、原発事故によって山木屋地区の住民の方々が全員避難を余儀なくされ、また、町内全体が放射線物質により汚染されるなど、大きな被害をこうむりました。このことから、町では震災からの復旧・復興を最優先に被災者の生活再建のため、全壊・半壊建物の復旧支援、除染、風評対策、食の安全の確保、健康管理、補償賠償対策、さらには、復興公営住宅の整備、農業の再生、企業誘致など、被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興の観点から、復興計画を策定し、本計画に基づき、国や県、そして町民の皆様と力を合わせながら、復旧・復興に向けた各種事業に全力で取り組んできたところです。この間、議会議員の皆様や町民の皆様、関係する町内外の多くの皆様からの温かい励ましや、ご支援などのお力添えをいただきながら、再生・復興事業が徐々にではありますが具現化し、目に見える形になってきたことに大変うれしく思い、また改めて、皆様に感謝と御礼申し上げる次第であります。

しかし、一方では震災後の安全・安心に対する住民ニーズの高まりを始め、急激に進む少子高齢化、地域医療への不安の広がり、産業・経済の低迷による雇用不安など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、課題も山積しております。その中で、企業誘致も決定し、工業団地も造成できることとなり、現在、羽田産業団地及び西部工業団地につきまして、福島再生加速化交付金を活用し、整備を進めているところであり、特に羽田産業団地につきましては、愛媛県宇和島市に本社がございます野菜接ぎ木苗生産日本一のベルグアース株式会社が立地することとなりました。羽田宇広町近辺の約2.7ヘクタールを造成した上で、来年春の操業を予定しており、将来的には約150名の雇用を予定しているものでございます。

また、西部工業団地におきましても、これまで思うような造成の進捗が図れない中、幾度にもわたる国との交渉の結果、ようやく整備を進めることができたものでありま

す。

第5次川俣町振興計画策定時に実施いたしましたアンケートでは、特に力を入れるべき分野として就労の場の確保が約70%と圧倒的に高い比率となっており、今後の企業誘致の実現、工業団地整備の進展は町の長年の課題として取り組んできたものであり、また町の悲願でもありました。これらの取り組みにより、今後は就労の場の確保、産業の振興、人口減少対策等、あらゆる形で地域経済の活性化につながるものと期待をしているところでございます。

このように私は、大震災、原発災害を乗り越え、安心して暮らせる地域を取り戻すとともに、よりよい地域社会を形成するため、この困難を乗り越え、マイナスからプラスへの復興を目指すこと、また、大きく変化する社会経済情勢の中で、第5次川俣町振興計画の将来像でもある、「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」の実現を確実なものとするため、町民の皆様と力を合わせ、10年後、20年後、夢と希望を持てる持続可能なまちづくりを推進することが大変重要であると考え、全身全霊をもって町政に取り組んでまいりました。

震災から間もなく3年6カ月が経過する中で、復旧・復興事業は道半ばであり、ここ一、二年が大変重要な時期であると認識をしております。避難を余儀なくされている山木屋地区住民の皆様の帰還、川俣町の復興、そして川俣町の新たな振興発展をなし遂げるため、私はいま一度、町民の皆様から信任が得られるならば、4期を目指せという熱いエールにお応えし、町長として4期目の任につかせていただきたいと考えておりますことを申し上げる次第であります。

しかし、このことは議員の皆様のご支援なしにはできませんので、今後ともよろしくご理解をいただき、ご指導・ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高野善兵衛君

○13番（高野善兵衛君） これで質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 改めまして、皆さんおはようございます。4番 鳴原利光であります。東日本大震災、福島第一原発事故から3年半からたとうとしています。いまだに、十数万人の人が苦渋な避難生活を送っている中、安倍内閣改造内閣が発足いたしました。被災地では一人も入閣されず、さらに、原発事故で死者は出していないと発言した女性をわざわざ総務省に採用したのは、原発関連死で亡くなった1700人を超える人の遺族に対して余りにも無神経の人事ではないか。また、組閣後の会見で、安倍首相は本県の復興には一切触れなかった。このままでは復興はおくれ、忘れ去られてしまうのではないかと思います。政府と東電は事故を直視し、復興推進と同時に真面目に被害者に対して対応してほしいものであります。

また、このような時期に町民が放射能の不安の中で生活している中、あつてはならない川俣町商工会の補助金不正請求問題。川俣町では、大きな社会的事件として関心を集め、多くの町民が成り行きに注目しているのが現実であります。

それでは、先の通告書に従って、大きく2点について質問いたします。

まず、1点目であります。町が設置する集会所の管理・運営についてであります。地区集会所の管理と運営は、川俣町地区集会所管理規則に基づいて管理しているのか。

大きく2点目。町商工会の補助金不正請求について。町が商工会に数年にわたり、商工業の発展のためと、補助金を交付した町長の責任は。

以上、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 4番 嶋原利光議員のご質問に答弁をいたします。

始めに、町が設置する集会所の管理・運営についての地区集会所の管理と運営は、川俣町地区集会所管理規則に基づいて管理・運営しているのかについてのご質問でございます。

町では、地域住民の皆様に広く利用していただき、住民の福祉を推進する目的のため、地区集会所を設置しているところであります。設置されている施設は、春日集会所ほか2カ所の集会所、瓦町コミュニティ消防センターほか、14カ所のコミュニティ消防センターがございますが、地区集会所管理規則に基づき、各地区において施設の維持及び運営等全般にわたり、良好な管理をいただいているものと理解をしております。

次に2点目。町商工会の補助金不正請求についての町が商工会に数年にわたり、商工業発展のためと補助金を交付した町長の責任はのご質問でございますが、商工会は町の商工業の振興と発展、また町のにぎわいづくりに欠かせないものであり、これまで相互の信頼関係に基づき、連携を密にしながら、多くの事業を展開し、推進を図ってきたところであります。

現在、本町においては、一日も早い、町の再生・復興を目指して取り組んでいるところであり、そのような中、町の商工業者をまとめ上げ、復興に向け、けん引すべき商工会において、今回の補助金不正請求等が行われたことは、まことに遺憾であり、甚だ残念であります。町といたしましては、今回の不正請求等を発見できなかったことを真摯に受けとめ、不正請求等の解明に全力を傾けて調査を行ったところであり、今般、調査結果を踏まえ、不正請求等が明らかになった平成21年度から平成24年度までの10の事業において、町独自の財源により交付した補助金については全額返還、金額では1,200万円を超える返還を求めたところであります。今後、早急に再発防止並びに補助金等執行の検査体制の見直しに取り組むとともに、商工会法に基づき、指導・監督を行う県と連携を密にしながら、商工会に適正かつ健全な業務執行を徹底させ、失った信頼回復を図るよう最善を尽くしていく、そして、商工会とともに、川俣町の商工業の振興を一日も早くなし遂げることが、私に課せられた責任と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 今答弁をいただいたのですが、まさしく川俣町には、いろいろな

集会施設がございます。地区の集会所、また、農業振興の集会所、いろいろ集会所あります。確かに18カ所の集会所としては、町に設置されている、この中にありますが、その中で、皆18の集会所の中で、管理規則の中では、管理受託者の責務ということで、管理・運営に当たらなければならないということで、町で全部管理者を選任されているんですか。その辺をお答え願います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 鳴原利光議員のご質問に答弁を申し上げます。

川俣町の地区集会所管理規則がございまして、これにおきまして、管理・運営を行っているところございまして、管理受託者との間で管理につき話し合いをもちまして、運営をしているところで、それぞれの施設には、それぞれの管理受託の責任者のもと、運営をしていただいているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 管理をされている方には、報酬とかそういうものを町ではお支払いになっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

受託者に対しまして、報酬のお支払いは町ではいたしておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 報酬を払っていないということは、これ報酬は何もうたっておりませんので、これはそのとおりだと思います。ただ、この中で使用料についても、規則の中ではうたっていないのですが、この集会所を使用する際には、使用料を取っているのか、いないのか、その辺の確認をしていますか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

地区集会所の管理をお願いするに当たりまして、集会所の維持・管理を進めるに当たっての必要と思われる経費については、それに充てるための使用料の徴収をする希望のある集会所については、契約の中で使用料を徴収することを認めているところです。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今の答弁を聞いていますと、その地区によって使用料は取ってもいいんだということなのですが、そうすると、この管理規則の中の第5条に、使用する権利を他の者に譲渡したり、又は転貸してはいけないと書いてる。町の施設をおれが管理してるんだからと言って、勝手に使用料を取って、その構わないのか、その辺、町としてはどのようにお考えですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたが、施設を管理するに当たりまして、必要と思われる維持

費を徴収するために、使用料を徴収するという希望がある施設につきましては、町のほうとしてはこれを認め、徴収していただくことがあるということでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） それでは、この集会所にかかる維持費ですが、町では何と何と何を支出しているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

基本的には、電気・水道代につきましては町で負担をしているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうしますと、電気、建物の位置、水道、浄化槽の管理というようなものは町で負担すると。また、そのほかの暖房費とかいうものは、その集会所の管理者のほうで支出しているということで、ご理解してよろしいですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げますが、ただいまのご質問のとおりでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） ちょっと戻りますが、先ほどの使用料を取っても構わないということなのですが、この使用料を取った場合、集会施設によっては利用度の高い施設もでございます。そういうふうに入収入があった、使用料の入収入があったときは、税法上どういうふうなことで措置しているのか、お伺いしたいのですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

使用料と申しましたが、使用料という名目ではありますが、あくまでも施設の維持管理のための使用料でございますので、これについては、各施設管理者としては、申告等もなさってはならないというふうに思っております。施設の維持のための経費というふうなことで、税法上は適用されないものと今のところは判断しているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 税法上はないということですが。

平成16年に国は、指定管理者制度という制度が法律で決まりました。その中で川俣町は指定管理制度を導入しているのは、今は閉鎖しておりますが、山木屋の診療所だけだと私は認識しているのですが、それで間違いないですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

現在、町で指定管理者制度を利用して、施設の管理・運営をしておりますのは、ただいまご質問のありましたとおり、山木屋診療所のみでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 維持管理に使うんだから、使用料はその管理を受託したところで、

処理して構わないっていうんですが、この指定管理制度、今ほとんど大きい都市部では、集会所、公民館、地区公民館に指定管理制度を導入したところがあるんですよ。現実的に会津若松市では平成21年6月にこういう問題が起きたんですよ。

地区の公民館を市は、指定管理制度を導入して職員を派遣したと、臨時で。二、三百万円、町で指定管理料を払いました。指定管理料は、税法上は請負料なんですよ。その後、施設利用料は、席貸し料になんですよ。そうすると、指定管理導入しなくて、普通にやって、うんと利用度の高い集会所もあれば、利用度の低い集会所もあります。利用度のある集会所は、これからやりますけども、そういうがなは、税法上は野放しで構わないんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ただいまのご質問に対するご答弁でございますが、会津若松市の事例等につきましては、詳細を存じておりませんので、今後そのような事例を調査して、遺漏のないような対応に向けて、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） こういう問題が発覚して、若松のほうの指定管理にされた地域の皆さんは困惑しちゃったと。何で、こんな我々使うのに指定管理者って税で、法人税かかったんだということで大変困惑した事例があったと。そこで、本町においてもこれに類似したものが1カ所ございます。春日集会所というところがあるのですが、平成、いつから私この管理者のあれしているのかわからないのですが、かなりの利用度がございます、私が知り得た資料によると、年間かなりの利用度があつて、収入があるということを町は把握しておりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁を申し上げます。

春日集会所につきましては、企画財政課が所管をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ただいまご質問のございました、春日集会所の使用料といいますか、施設の使用に伴う利用料については、平成25年度の決算書を春日集会所の運営委員会のほうから頂戴しておりましたので、その収入額については把握をしてございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私の質問には、町のほうにもいろいろあれをしましたけど、平成25年度でいただいたと。私が言ったからこういう25年度でもらったのかはわかりませんけれど、私は18年、19年、20年、21年度の資料、その後はまだ入手しておりませんが、25年度の収支決算では幾らくらいの収入があつたのかわかりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

平成25年度の収支決算書によりますと、年間で212,600円の収入の決算となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 21万なにがしかの収入があったということなんですが、これは先ほども言ったとおり、21万は集会所の維持管理にはかかるんですか。その辺はどのようなになっていますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁を申し上げます。

支出のほうでは、先ほど光熱費のうち、灯油代、それからガスにつきましてはこの運営委員会で負担をしていただいておりますので、燃料代が91,985円。それから、施設の外回りの清掃、草刈り、剪定、そういった事業にも5万円ほど支出をしておりますし、中のモップのレンタル代、それからトイレトペーパーなど、それから簡単な修繕については運営委員会のほうにお願いをしておりますので、ガラスの入れかえ等、そういった関係で支出のほうは236,836円という支出になっております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） この暖房費、私もずっともらっているんですが、暖房費とかは、使用する方から暖房費を取っているんですよね。その辺をどう把握していますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

集会所の使用料については、春日集会所の運営委員会の管理規定の中で時間ごとの使用料ということで、あと全体に、暖房代をいただくというふうな表現しかいただいておりますので、金額については把握してございません。ただ、徴収しているというのは事実でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 管理受託者は、この集会所の運営に当たっては、勝手にその管理者が運営管理規定などをつくって運営しても構わないということを町で認めているわけですね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

春日集会所につきましては、今申し上げております春日集会所の運営委員会と町とで管理業務の委託を締結いたしまして、その管理業務を運営委員会のほうにお願いしております。運営委員会のほうで、運営管理等の規定を定めておりまして、その規定で施設の維持管理をしていただいているということでございますので、町と運営委員会との契約については把握しておりますが、運営委員会で規定しております運営のための管理規定については、資料としていただいているという状況で、中身の制定については、特に指導といったことには至っていませんので、ご理解いただきたいと

思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 管理受託者には何をやってもいいということで解釈していいのかなと私は思うのですが、今回は平成２５年度で２１万だと言うんですが、あるときにはかなりの金額があったんですよ。そうすると、町の施設を、我々管理するからやれと言ってやって、これだけの大きな金額が出てくるということは、地区の公民館とかはきちんと使用料、農業施設についても使用料ちゃんとやっていますよね。この集会所というのはみんなばらばらなんです。そうすると、例えば、あそこで卓球をやるとかして使用しています。鶴沢公民館も卓球をやっている方がいます。あっちは公民館事業でやったって言ったら、無料なんです。こっちは建物も古い、地域の集会所だといって使用料を取るわけですから、町としては、分館やあるところは結構ですよ、集会所。集会所のないところなんて、どこも利用できる場所がないんです。そういうことを町ではきちっと整合性をとるべきだと思うんですが、その辺はどのように思いますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

町内には、各種施設がございますが、ただいま鳴原議員のご質問のとおり、使用料とかにつきましては、いろいろな形態があります。これについては、その施設の目的、また設置の状況等におきまして、いろいろな状況があるわけですが、これらの利用される方におきましては、同じ町の施設ということを経験すると、今後、検討の価値が大きいものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 場所によっては、建物が古いか新しいかを問題にしている、利用料がこれほど、春日集会所で２５年度に２１万も上がると、かなりの利用者がいるということなんで、その辺は町では、どのようにこれから町の政策として取り入れるのか、その辺は考えているのかどうかをお答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

今後、町といたしましては各集会施設等の適切な維持管理にしっかりと努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 今、私が質問したのは、これだけ中心市街地にあって、これだけの人が利用しているということは、町は真摯に受けとめて、これから、施設なり町民も高齢化が進んでおりますので、そういうことも、どういうふうに考えていますかということを、私、質問したんですが、その辺の回答をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、4番 鳴原利光議員からの質問がありますけれども、地区集会所は地域のコミュニティなり、生活の拠点、あるいはよりどころとなって、いろんな目的で使用されているわけであります。

先ほど、課長のほうから答弁しましたが、つくられている施設は、それぞれ目的があってつくっております。その補助事業もありますし、そうでなくて仕事でもありますし、町も半々出したりしていることもありますので、今お質のような現実の使い方の中でも差があることも事実であります。それによって、地区のほうからも集会所をつくってほしいということでございますし、また、修繕もしてほしいという要望が出されてます。そういった意味では、この議員お質の利用度の高いところについて、今後どのようにしていくのかというような意味のことについては、そこの管理運営の皆様方、また利用されている皆様方との会議には、担当のほうも出てるわけありますので、そういった意味で、いろんな意見をよく聞きながら、しっかりとした対応をしていくということは、今、法的問題あるような利用の仕方は、まずいことありますから、そういうことではなくて、地域のために利用しやすい施設として、これからも利用しやすいものにしていくということで、町も考えていくことで、今思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 当たり前の答弁ではないかと私は思うのですが、やはりこれからは、せっかく町の条例などをつくってあるわけですから、その辺もきちっと町民が同じ町の施設で同じ条件でやっていただくんだということをしないと、地域の格差がだんだん、よく町長言いますよね、人が元気、地域が元気、みんなが元気だか何だかわからないですが、だんだん元気がなくなってきましたよ、皆さん。そういうことで、その辺を集会所の利用をよく町長なども把握しながら、これからきっちりとした設置条例に基づいて、やっていただきたいなと思って、この質問は終わります。

続きまして、今、話題になっております。余りいい話題ではございませんが、川俣町の商工会の補助金不正問題について質したいと思います。

これは、町が補助金を出しているわけですが、町が発覚したわけではなくて、国、県のほうから発覚になったのですが、それまで町は全然わからなかったということで解釈してよろしいですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、それまでは町のほうとしては、そういった問題に関してはわかりませんでしたので、報告があった以降に調査に入らせていただきました。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町には、補助金交付要綱などもあるのですが、その中でもきちんとうたっているようなことも管理していなかったということで。そこで、町は商工業発展のためだと言って出しているわけですが、商工業振興事業補助金の交付要綱の中

には、補助対象事業っていうのは、幾らあるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

商工業の振興事業として補助金交付要綱の指定があるものというのは、すみません、今数までは確認できておりませんので、お時間をいただければ確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これは単純なことだと私は思うんですね。川俣町商工業振興事業補助金要綱の中には、補助事業対象事業というのは14ございます。その中で、商工会がかかわっているがなは、1番目の夏祭り、からりこフェスタ、3番目の商工業振興事業、4番目の商店街街路照明事業、あとは絹市と13番目の定額給付金寄附事業の商品券発行事業と。14番目は町長が特に必要と見た事業というわけですが、その中で、イルミネーションは入ってないんですが、これは14番目の、町長が特に必要と認めた事業でご理解してよろしいですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

議員、ご指摘のとおり、14番、町長が特に必要と認めた事業の中に、イルミネーション事業を考えております。以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長は職員でないですから、別に悪質な支出をしてもどうしても、懲戒免職だということはないのですが、職員だったら、大変な問題だと私は思っているのですが。

それでは、イルミネーション事業なのですが、平成21年度からこの事業が出てきています。今回の不正に関しては、イルミネーション事業がほとんど返還されているということですよ、43事業の中で。その中で、21年に華やかにオープンして、絹蔵の前でセレモニーなどをやりました。1年が過ぎ、2年が過ぎ、3年目になったら、何だか、だんだん火の消えるようなイルミネーションになったわけですが、そのときに、全員協議会なり議会の中でも予算計上のときに、イルミネーション使っても人も歩いてない、犬も歩いてない、猫も歩いてないところで何で補助金出すということで、何回となく当局に質したことがあるんですが、そういうことを理解はしておったんですか。どうぞ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。当初の目的からイルミネーション事業という形で商工会とも協議いたしまして、年々と必要な事業ということで、協議を進めてまいりましたので、町としては基本的に事業としては必要だと考えまして補助を行っていたわけでございますので、ご理解賜りたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

- 4番（嶋原利光君） 課長は大変だと私も思いますが、いいですか、これイルミネーション事業の内容は、各商店街独自のイルミネーションを点灯、また町中駐車場イベントを開催し、お客様が商店街で買い物しやすい環境を整えるという事業なんです。この事業の内容からいっても、全然かけ離れた事業だと私思うんです。これを数年にわたって補助対象事業の中の14番目、町長が特に必要と認めた事業であるという。金額も補助率も何もこれは町長が決められるわけですから、それを町長が決めたというのは町長はどのように思っているか、その辺をお答え願いたいと思います。
- 議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。
- 町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、議員お質しのイルミネーション事業でございますが、その効果はどうなのかということの質問でございます。川俣町の商店街、暗くなる一方だというような中であって、寂れていくというそういう中であって、商工会みずからが、あるいはまた商店街も一緒になってこの商業の活性化を図るためにという強い思いで、このイルミネーション事業に取り組んだ経緯がございます。町の補助だけではございませんが、そういったことも国も見ていただいての地域活性化事業の一環として取り組んだ事業でありますので、私といたしましては関係皆さん方が一生懸命取り組んでいきたいとそういう思いに立っていることについて、また一緒になって町もその活性化のために取り組んでいくということは、私は商工業の支援というには供するものというような思いで、この事業の予算等についても組んできておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 議長（黒沢敏雄君） 嶋原利光君。
- 4番（嶋原利光君） この事業やるときに、私はもっと大々的に町に集客なり、町のにぎわいをするのかなと思って、期待をしておりました。商工会の若い人たちも仙台の定禅寺通りのイルミネーションも金額が必要ですが、あれほどまでは私できないと思います。ただ、やり方一つだと思うんですよ。ただ補助金出せば商工会で何でもやんだという考えで、町は野放し状態で補助金を出してたわけですから。それが、今度の発覚事業でほとんど返還しているわけですから、その辺の責任というのは非常に重いと思うんですよ。町長がどのように、大変申しわけなかったとか、そういう事業ですよ。町長が認めて、補助率だってこれ商店街の街路灯なんていうのは2分の1しか補助金出してない。毎日点灯している街路灯には2分の1。そういうことで、毎日使ってる街路灯には2分の1でしょ。そういう中で、この謎になってるんだかわかんねえようなイルミネーションにこれだけやったというのは町長の責任はかなり重いんですが、それをどのように考えてますか。再度、答弁願いたいと思います。
- 議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。
- 町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。議員お質しのように、せっかく国の補助、町の補助も使ってやっている事業が、このような不正請求のもとになってるということについては、本当に私は残念でなりません。せっかく喜ばれてやってるものについて、そのようなことが起こったということは私は甚だ残念でなりません。我々もそういった意味ではCOの不正のやつを見抜けなかったということについては、おわび申し上げ

げてきたわけでありますけれども、しかし、事業者の皆さん方が本気になって取り組んでる姿も見えてきておりましたので、よもやこのようなことが中で行われているというようなことについては、思いもいかなかったということでございます。

今後、先ほど答弁申し上げましたが、これらの再発防止並びに補助金と執行の検査体制の見直しに取り組みますとともに、商工会に適正かつ健全な業務執行を徹底させ、失った信頼回復を図るように最善を尽くしていく。そして、町としてはその信頼回復と一緒にあって取り組んでいくことが、私の責任だと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） ２５年度のイルミネーション事業は返還されて、もしこの問題が発覚しなかったらその返還されたお金はどのようになったんですかね。わからなければその事業はやったようになって、誰かのところに入っちゃったというようなことが考えられると思うんです。国の補助事業だろうが、町だろうが、県だろうが、町は赤色の札だとか、県は青色だとか、国は白色だとかっていうお札は使っておりませんので、今回返還になったお金というのは、商工会で恐らく特別会計をつくって支出したということですので、まだ使途不明のお金がいっぱいあるわけですが、そのように町は今回またまた発覚したのは、スタンプ会の事業の中で平成２１年ですか、何か変わる時期にちょうどこの、私どういう機械だかわかりません。その機械を購入するんだと言っておりましたが、それが購入されてなかったと２４０万だっけか、それが発覚されたんですが、町の補助金交付要綱の中には領収書だけ見ればいいじゃなくて、領収書５年間は保存しろとなっているので、その領収書すらなかったというような話も聞いています。ましてや現物も確認しないで、ただ実績報告したやつを上からばんと押したんだか何だかその辺お答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。その当時のほうの書類等を私のほうでも改めて確認しましたが、その当時のやつは書面での実績報告書等のみの精算でそれによって支出をしていたというのが現実でしたので、現品の写真そういったものの等の添付がなかったということも事実でございましたので、これは当然町としてそういった検査体制、補助事業の指針に沿ったきちっとした検査体制ができてなかったことだけは間違いございませんでしたので、それに対しましては町としても真摯に受けとめまして、今後はこのようなことが絶対ないように対応してまいっていきたいと考えたものでございます。質問としてですけれども、当時の書類はそういう書類だけでございました。以上答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 今回の金額ですね、町の予算からすれば、通年であれば６５億くらいの当初予算ですよ、今は除染をやっていますから、何百億というような金になってますけども、この毎年出資した補助金は、町民の血税でございます。それをあたら書類で、ただ、しっちゃもんだからいいべとか、大した金でねえべと、犯罪性がね

えからええんでねえかというような考えでは私はおかしいと思う。その辺はどのように認識されておりますか、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。前にも報告またおわび申し上げてきましたけれども、今回の不正請求にあった件につきましては、町の補助であれ国の補助であれ町民、国民の大事な血税を使つての補助事業でありますから、このことは厳しく認識した上での事業執行に当たらなければならないものと思っております。その中にあって、不正請求が行われたわけでありますので、こういったことについては厳しく対処していくべきだということで、今回、町のほうでも全額返還なども持ってきたところでございますが、商工会に対しましても先ほど申し上げましたが、こういった補助事業、また商工会が、また町が商工業の進展のために国が県が一体となって取り組んでいる事業が多々あるわけでありますから、このような不正請求が今後はないように、事業の趣旨をしっかりと認識をしながら当たっていくべきであるとそのようなこと、思いを新たにしているところでございます。

本当に、今回のそのような中でありますから、今回のこの不正請求は本当に残念ではありません。今後このようなことがないよう我々も検査体制また、事業の執行体制についてしっかりと見直しを図っていく考えであります。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、このような状態で残念だと町長はおっしゃっていますが、一番残念なのは町民ですよ。町は皆さんの財布から出た金じゃないから痛くもかゆくもないよと思つてますけども、町民にとっては徹底的にうみを出せというのが町の声です。そういう意味で残念に思うなんてことは私、情けない言葉だなと、町長のおっしゃる言葉ではないんじゃないかと私は思っております。それで、いろいろ補助事業の中にはありました。まず商工会の基本理念というのをきっちりと町も認識しないで、補助金を出したり、災害時にはいろんな暖房器具を商工会から買ったというような成果の概要にも載っておりますけども、基本原則の中に商工会は営利を目的としてはだめなんですということです。二つ目、特定の個人や団体の利益のために活動しない、3番目、特定の政党のために活動しないとうたっているんですよ。この商工会の基本原則からもって、もう崩れているわけですから。営利はするは、特定の個人の利益のためになったわというような今、状況にいるわけですので、町はしっかりと本当に町民にこうべを垂れるくらいの感覚で、私は執行していただきたいなと思うんですよ。いいですか、あと町長、時間もなくなつたんで、私もそろそろまとめに入りますけども、川俣の商工会ばかりではなくいろいろ私も調べてみましたら、全国ではいろいろな補助金問題多数あります。そういう中で補助金をもらつて悪性に使つておる。返せばいいんだべと言つてほとんどの市町村は告発しないんですよ。国は金額が少ないようが、多いようがこれは必ず告発しますから。町はそういう考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。町は告発する考えはあるのかということでご

ざいますが、この件につきましては8月25日に東北経済産業局が補助金適正化法違反容疑で商工会を告発し、また福島署がそれを受理したということを伺っております。これから、そのようなことでありますので、真相の解明が進むものと思っておりますので、その状況をしっかりと注視してまいりたいように考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長ですね、いろいろ事あるごとに町長は国、県の対応を動向を見てという言葉はもう耳にたこができるくらい出てきてますけども、この世に及んでも川俣町の町長ですよ。町民から選ばれた町長が、これほどのお金を不正に使われたと、使われたというか不正支出したということは、町長もっと重く受けとめないといけないじゃないですか。ただ国、県の動向見て告訴はしないという。町は町で補助金を出してるんですから、これは告訴すべきですよ。もう一度その辺答弁願います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。この不正請求に関しまして、町では町単独財源による補助金の全額返還を命じておりまして、非常に重い処分を課したと考えております。全額返還をいただきました。現時点では商工会は町の意向に従い、全額返還に応じております。今後見込まれる加算金の還付や改善計画の提出とその履行など、これからの商工会の対応及び関係機関の対応等の進展を注視しながら、今後総合的に判断していきたいと考えておりますことをご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長、補助金ばかりでねえんだ、この補助金のおかげで、今議会に補正予算で商工費の中で超過勤務費166万計上されております。これだつてこの私あえて事件と言いますから。この事件が起きない限りは、この予算だつて全額超過勤務ではないと思います。ほとんどこれ超過勤務で、そのために使った超過勤務だと思うんですよ。それだつて町の税金ですよ、町長。何が告訴しないじゃないですか。告訴すべきですよ。金返せば終わりなんだとそんなことで、こんなこと言ったら失礼な話ですけども、内部の調査やっただけでうみなんて出てこないんですよ。町民はこんなことで納得しませんよ。もう一度答弁してくださいよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、4番 鳴原利光議員の質問、再度ございますけれども、私がただいま答弁申し上げましたとおり、現時点の考え申し上げさせていただきます。今後そういったことも含めながら総合的に判断していくという考えでありますことを再度申し上げさせていただきます。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 金返せばいいんだと、終わりだというようなことでですよ、やはり商工会だつて当時の役員の方には提訴したわけですよ。明らかに提訴したということはこの人たちが悪いことをしたんだと、だからあの人たちに返してくださいよと商工会さ言ってるわけでしょう。町や皆さんからもらった税金で補助金出して、告訴

もしねば何をする。ほんと町民だって納得しないと思いますよ。いいですか町長。私これ時間もないから最後にしたいんですが、こんなこと私も言いたくありませんよ。町長もあと任期2カ月ちょっとだと思うんですが、この中で任期期間中に当時の会長さんは町長の後援会の大幹部ですよ。そういう関係もあって、告訴をしないんだか。その辺は町長、この場できっちりと答弁してくださいよ。そうでもしないと町民は納得しませんよ。よろしくお願いしますよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 申し上げます。そのようなことで、私の今の判断というものを考えたことは一切ございませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そのようなことではないということなんですが、町民はそんなことは認識してないと思います。町長、先ほどの同僚議員の中でも皆様からまたご期待あれば再度挑戦したいというようなお言葉でございましたが、やはり挑戦するなら、きっちりとこの問題を片をつけて、町民にしっかりと責任説明できるような形はとれないのですか。あとですよ、新聞上にはこの商工会の不正問題に対してはかなり出てます。しかし、町としては町民に1回たりとも広報なりに出してないと。議会には第6回臨時議会に対して初めて町長が議場で謝罪はしましたけども、町民には1回たりとも謝罪はしておりません。町民は総額しかわかっておりません。内部がどうなってるかわかりません。そういうことを町長としてしっかりと町民に知らせるべきなんですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 今回の商工会の不正請求等については金額、加算金とも含めて議会の皆さんには何度となく説明申し上げ、そしてまた、認めていただいてその実行に当たっているわけであります。それについては、決まった金額については公表してる額でございますので、これは広報なども通じてしっかりとそれは広報し、町民の皆さんにおわび申し上げながら対応をしっかりととっていく考えでありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） はっきりしていただきたい。川俣町の若い人たちがまだ商工業にはいっぱいおります。これからこの問題をまず町長きっちりしないと、町民が理解できるような形をとってそれからしっかりと町と商工会と連携をしながら二度とこのようなことがないことを願って私の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時25分といたします。
(午前11時11分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。
(午前11時25分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 14番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○14番（石河 清君） 14番議員の石河でございます。私は地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会のほうにお寄せいただきました諸要求や願いの中から、今回は大きく1点でございますけれども、細部7点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策・対応あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

質問は、土砂災害から住民を守れについてであります。当局もご承知のように、異常な大雨に見舞われた広島市内で土砂災害が相次ぎ、死者と行方不明者が91人にも上る甚大な被害を出しております。亡くなった方々のご家族、被害を受けられた全ての方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

広島市内が大雨に見舞われたのは8月19日の深夜から20日未明にかけてであります。西日本など日本列島の各地が100ミリを超すような記録的なものであります。国土交通省が全国で指定している土砂崩れ危険箇所は52万カ所、このうち土砂災害危険警戒区域に指定されているのは7割弱であります。福島県内の土砂災害危険箇所は約8,700カ所、警戒区域の指定は約2,300カ所ということであります。全体の約3割にとどまっているわけであります。地球環境の温暖化などが背景となり、異常気象の発生がふえております。それだけでなくとも山間地が多い日本では各地に崖崩れなどの危険箇所が多くあるわけであります。広島市では1999年、平成11年がありますが、その年の6月にも大規模な豪雨災害を経験し、土砂災害、現在も土砂災害防止法制定のきっかけとなったわけであります。しかしながら、今回の被害現場の大半が危険箇所だったにもかかわらず、土砂災害警戒区域の指定がおくれ、住民の皆さんが危険性を知らないままに発生した住民の方々も多数いたわけであります。今回の広島市のような大災害が全国どこでも起こり得ることを前提に今後災害を防ぐ対策を見直しし、警戒を強めていく必要があるというふうに考えるわけであります。

まず、最初の細部の1点であります。本町においては、特に山林、河川、急傾斜面が多いわけですが、土砂災害防止法に基づく、当然土石流、崖崩れ、地すべりなどが起きやすいところが指定されているというふうに思うわけですが、土砂災害警戒区域は何カ所の指定を受けているのか。今後は改めて危険箇所などの周知徹底、住民に対する説明会など実施すべきであるというふうに考えるわけであるが、当局の今後の対応をお伺いしておきたいと思います。

細部の2点目、ハザードマップの配布については、今回、町の地域防災計画の中には、改めて原子力災害対策編なども新たに加わっているわけであります。また現在のハザードマップは平成21年の3月の作成でありまして、本年の3月で丸5年経過しているわけであります。当然内容も見直しをして、新たなハザードマップを町民の皆さん、全世帯に配布すべきであるというふうに考えるわけですが、今後の当局の対策・対応についてお伺いをしておきたいと思う次第であります。

続いて、細部の3点目であります。本町で特別警戒区域の指定を受け、がけ地近接等危険住宅移転事業などに該当する住宅などは何戸ぐらいあるのか。また、今後の当

局の対策・対応についてもお聞かせいただきたいというふうに思う次第であります。

細部の４点目、災害弱者の対策について、本町では特に昨今ひとり暮らしのお年寄りはもちろんであります、高齢者、障害者、乳幼児、外国人などの災害弱者の世帯数や人数などどのぐらいになっているのかお伺いしておきたいと思います。このような災害弱者を土砂災害から守るため、町では避難も含めた対策・対応等、取り組み方針などをお伺いしておきたいと思います。

細部の５点目は、警戒区域全ての危険箇所への標識、看板などの設置なども設置すべきというふうに考えるわけでありましたが、これらの対応についてもまず伺いたいと思います。当然町として日ごろから危険箇所のパトロールの実施など点検することが大切であるというふうに考えるわけでありましたが、これらについても今後の対策・対応をお伺いしておきたいというふうに思います。

続いて細部の６点目であります。自主防災組織についてお伺いしておきたいと思います。今後いざというときに、地域住民や災害弱者を災害から守るために、それぞれの地域での自主防災組織の活動が大変重要になってくるというふうに考えるわけであり、町の今後の自主防災組織の育成方針、取り組み方針などについてお伺いしておきたいと思います。

細部の７点目、避難場所についてであります。現在、町が指定している各地区の小学校、あるいは公民館でもよいとは思いますが、土砂災害の危険箇所などは、山間部の場所の悪いところでもあるわけであり、万が一の避難の場所もなるべく我が家から近いところで、安全に避難ができるようなところがあれば、各地区のそれぞれ部落の集会所なども避難場所として、町としても位置づけ、整備すべきであるというふうに考えるわけでありますが、今後のこれらに対する町の対策・対応について伺いたいと思います。

以上、細部７点ほどにわたりまして、町の今後の対策・対応について、質すものであります。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） １４番、石河清議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、土砂災害から住民を守れる（１）川俣町は土砂災害警戒区域の指定を何カ所受けているのか。また、今後は改めて危険箇所などの周知徹底や住民に対する説明会などを実施すべきであると考えているが、当局の今後の対応を伺うについてのご質問でございますが、まず、今回の異常大雨によりまして、被害を受けられた京都府、そしてまた広島県の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願っているところでございます。そんな意味でも、川俣町は今、そういった災害はないんでありますけれども、このような自然災害はいつ起こるかわかりませんので、その対応・対策もしっかりととっていかなくてはならないと、日々思っているところでございます。

まず、川俣町管内の土砂災害警戒区域の指定状況につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所が１７カ所、土石流危険箇所が５７カ所で、合計７４カ所となっております。

また、町では、平成21年3月に川俣町防災ハザードマップを作成し、町内全戸に配布するなど、その周知に努めてきたところであります。今後は、定期的な町広報誌への掲載を初め、積極的に各種会合等において資料を配付するなど、さまざまな機会を捉え、より一層、町民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2) 現在のハザードマップの内容を見直し、新たなハザードマップを町民に配布すべきと考えるが、今後の当局の対応を伺うについてのご質問でございますが、現行のハザードマップにつきましては、土砂災害警戒区域の指定を受け、土砂災害と浸水被害を対象に作成したものでございます。作成以降、区域指定について変更はございませんが、ご指摘のとおり、記載内容に修正等が必要な箇所については、適宜、修正等を行い、改訂版の作成も含め、広く町民の皆様にお知らせするよう検討してまいります。

次に、(3) 本町で特別警戒区域の指定を受け、がけ地近隣等危険住宅移転事業などに該当する住宅などは何戸あるのか。また、今後の対応・対策を伺うについてのご質問でございますが、県の土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書により、区域内の家屋につきましては、図面上で把握しておりますが、がけ地近隣等危険住宅移転事業に該当するか否かについては、個別住宅ごとに、建築時期や増改築の有無などについて、建築基準法等の整合性が図られているかの確認が必要であることから、現時点で戸数の把握は困難な状況でございます。町といたしましては、防災上の観点からも、がけ地近隣等危険住宅移転事業につきまして、ご相談やお問い合わせ等があった場合には丁寧に説明しながら、国、県など関係機関と協議を進め、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(4) 本町では昨今、ひとり暮らしのお年寄りはもちろん、高齢者、障害者、乳幼児、外国人などの災害弱者の世帯数や人数はどのくらいになっているのか。また、このような災害弱者を土砂災害から守るため、避難を含めた対応・対策と取り組み方針を伺うについてのご質問でございますが、災害弱者につきましては、民生委員による福祉票や障害者の台帳等により把握しており、8月末現在で、町内でのひとり暮らしの高齢者は約489人、また、65歳以上高齢者は5,045人、障害者は958人、乳幼児は529人、外国人は87人となっております。町といたしましては、ことし4月に防災計画の概要版を全戸配布し、土砂災害時など、災害区分ごとに避難所をお知らせしたところであり、今後も引き続き、町の広報誌やホームページにより、災害に関する情報を発信してまいります。特に、避難に当たって支援が必要とされる方々におかれましては、避難行動要支援者として、現在、民生委員や社会福祉協議会の協力を得て、名簿の整備を進めているところであり、今後、避難行動要支援者への対応のあり方について、町の防災計画に盛り込んでいく考えであります。

次に、(5) 警戒区域全ての危険箇所への標識の設置は、当然であり、町としては日ごろから危険箇所のパトロールの実施など点検することが大切であるとするが、その対応・対策を伺うについてのご質問でございますが、町では、毎年、県と合同で、

土砂災害防災訓練及び急傾斜崩壊危険区域の定期点検を行っております。土砂災害防災訓練につきましては、住民避難訓練と情報伝達訓練があり、今年度においては、6月に県と連携しながら、情報伝達訓練を行ったところであります。今後は、一層の防災意識の高揚に向け、住民避難訓練の実施についても検討してまいりたいと考えております。また、急傾斜崩壊危険区域の定期点検につきましても、本年6月に県及び地元消防団の立ち会いのもと実施したところであります。今後も土砂災害に対する警戒避難体制の強化、そして防災意識の高揚を図るため、県と合同で、危険箇所への標識の設置や各種訓練・点検を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(6) 町の今後の自主防災組織の育成方針を伺うについてのご質問でございますが、現在、当町における自主防災組織は、秋山地区の中組自主防災会だけでございますが、毎年、消火訓練や負傷者の搬送訓練等の実施に加え、消防団が行うポンプ性能点検に参加するなど、活発な取り組みをいただいております。町といたしましては、地域の特性や防災の重要事項等を熟知された方々による自主防災組織の重要性は十分に認識しているところであり、今後、防災に精通した消防団や、婦人防火クラブの活動の充実化を図るとともに、地域の皆様方の防災意識の高揚に努めながら、自主防災組織の結成に向け、働きかけを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(7) 万が一の避難場所のために各地区の集会所なども整備すべきと考えるが、町への対応・対策を伺うについてのご質問でございますが、防災計画により指定している避難所につきましては、収容人員や建物の構造、管理状況等を考慮しながら、学校、幼稚園、地区公民館を初めとした公共施設を予定しております。避難所については、土砂災害、震災、原子力災害と災害の種別により適否が変わることとなりますので、既存の施設への新たな避難所の指定に当たりましては、災害種別によっては、避難所として適することとならない場合もございます。各地域の皆様が迅速に避難できるよう、山間部においては、地区集会所を避難所とすることもあったと考えておりますが、その際は、交通経路の寸断の可能性や通信手段の利便性、さらには、災害時に孤立することのない施設であることも不可欠な条件として考慮する必要があると考えており、さまざまな観点から避難所の指定について検討してまいりたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 何点かについて、再質問させていただきます。

全国的には、大雨、あるいは台風で本当に大きな被害が出ておるわけですが、本町については、おかげさまで今のところは、まだ雨は多いわけですが、大雨などないので、今のところはね、これは安心できないというふうには思う次第でありますけれども、過去の経験からして、やはり私も心配しておるわけですが、やはり川俣の場合は、今回の広島のように、時間当たり100ミリ降られたら、本当にどうなるのかなと。私の経験ですと、トータルで30ミリとか40ミリですね、

今までは降っても。でも、結構土砂災害が起きております。そんなことで、もし参考
に川俣でどのぐらいの今まで雨量とか、一番降ったときであるのかどうか、ちょっと
参考にもし把握しておれば、時間当たり。わかんないかな。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 時間当たりの雨量についてのご質問をいただきましたが、
ちょっと手元に資料がございませんので、ただ私の記憶では40ミリぐらいの雨は最
近は結構降っているというふうには認識をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 今後は、やはり町民の皆さんも特に本町では、土砂災害だけ
ではございませんけれども、水害等について、やはり大変心配されておるわけでありま
す。そういうことで、雨量とかも当局ではきっちりと把握をしていただいて、しっか
り取り組んでいただきたいというふうに、まず最初に申し上げておきたいと思う次
第であります。

防災マップについてでございますけれども、先ほど答弁があったんですが、町長の
答弁で、私も申し上げただけけれども、今回、原発の関連が新たに加えられると、あ
と地震もやったのかな、そういう地域の防災計画書を私ももらったんですが、それら
は前のやつには載っていないわけですよ。ですので、当然、もちろん原子力だって
今、原発の現場に行けば、再爆発や何かはまだわからないわけですから、まあなっ
てはもらいたくないけれども、だから万が一の、それこそ町民の避難や何かも含めて、
やはり本当に今後も防災マップには町民の皆さんにお知らせしていかなければいけ
ないのではないかなというふうに思っておるんですが、その辺の認識についてまず伺
います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

平成21年に作成しましたハザードマップは、ご指摘のとおり、土砂災害と浸水被
害に対するハザードマップだけでございます。これらの土砂災害、浸水被害に対する
修正箇所は今のところは、新たなものはございませんが、ただいまご質問にございま
したとおり、原子力災害とかにつきましたの災害被害が発生した場合における避難場
所、適する避難場所、市の広報などにつきましては、今後修正を行っていきまして、
改訂版の作成も含めまして、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） ということになると、このハザードマップ、今私持ってきたん
だけれども、もちろん今年度には間に合わないと思いますが、やはり来年度ぐらいに
は、そういうものを本当に町民のところに早い時期に、このハザードマップを配布で
きるように、今から段取りをしながら進めていただきたいというふうに思うんですが、
その辺について、再度伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご指摘のように、努力してまいりたいというふうに考えておりますので、
よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 14番です。努力するのは当然なんですけれども、これは来年度には確実にハザードマップ出してもらえるように進めてもらわないと困りますよ。この前、私一般質問で聞いたときは、5年に1回は見直しをして、全世帯に配布すると答弁しているんだから、私見てみたら。だから、議会でも答弁しているんだから、当然、ことしの3月で5年なんですよ。もちろん今、いろいろ復旧・復興のこともあるから当然なんですけれども、今後本当に町民の皆さんの命や何かを守っていくには、この防災ハザードマップ、ぜひ来年度、確実に作成して、配布してもらいたいと思いますので、努力ではなくて、その辺再度伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

本当にこのハザードマップにつきましては、町民の皆様が忘れ去らないうちに、新たな認識といいますか、絶えず把握できる状態にしておくことが大切だと思っております。したがって、ただいまご質問にありました件につきましては、来年度の改訂版の発行につきまして、前向きに検討してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） あと、先ほど答弁があったんですが、74カ所を今、危険箇所というか、指定されておるといふようなことでございますけれども、そのところに住民が当然住んでおるわけですね。ですから、私は今、把握していないということだからあれなんですけれども、やはりそこに住んでいらっしゃる方々については、いわゆる危険性住宅移転事業というものがあるんですね。それらの該当するうちも、当然、私は出てくるんじゃないかなと。当然、その本人が要望があれば、希望した場合は、やはりそれに対応していかなければいけないわけですから、その辺も今後把握もしながら、該当するには、条件がありますよね。その辺も把握していらっしゃると思うんですけども、例えば、築何年たっているとかね、昭和何年までに建っているとか、条件もあると思うんです。当然、それらに該当するような住宅は、私はあるんじゃないかなというふうに思っているんですね。条件とかその辺も伺いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） かけ地近隣等危険住宅移転事業についてのお質しでございますが、採択要件として、国の指標によりますと、事業計画に基づく移転ということで、一つ目、既存不適格住宅ということがございます。この既存不適格住宅という意味でございますが、これは建築基準法が、昭和25年5月24日に施行されております。基本的にはその建築基準法が施行される以前の建物ということになってござい

ます。その後に、この建築基準法が施行された以降に増改築等がしていれば、該当がしなくなるということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 今、答弁もらったんだけど、当然、その条件とかに合わなくて該当しないと思いますが、これは町で早急に把握をして、それらそういう危険箇所に住んでいる皆さんからの要望があった場合は、やはりすぐに対応できるように、まず把握をしてください。特に、危険箇所の場合は町で掌握しているわけだから。それは、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、4番のところのいざ避難というときには、やはり特に高齢者、障害者、特に足腰も悪い、目も悪い、本当に耳も悪いという人がほとんどでございまして、本当に大変だなというふうに私も思います。なので、特に日ごろから、やはり避難についても避難経路も含めて、やっぱり土砂災害だったらどこに避難すれば一番安全なのかというのを、やはりもちろん地域住民、我々も考えなければならないけれども、特に特別警戒区域に対しては、町としてやはりそれらの弱者の皆さんが安全に避難できるような避難経路も含めて、そういう避難計画なども早急にきっちりつくる必要があるというふうに思うんですが、その辺についても再度伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ただいまの質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、町長が申しましたように、今民生委員さんの福祉票、障害者の台帳等々、あと総務課のほうでこの避難行動要支援者として、名簿の整理を進めているところでございまして、この方たちをどのように避難させるかといったところを町の防災計画のほうに盛り込んでいくように、今進めているところでございまして、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 本当に災害はいつ襲ってくるかわからないわけでありまして、もちろんこれ土砂災害だけじゃなくて、地震もあるわ、大雨降れば、あしたにでも危ないわけでありまして、早急にその辺も取り組んでいただいて、この防災マップ等に掲載することはもちろんでありますけれども、毎月広報も出しているわけだから、やはり広報等を使って、住民の皆さんにこの知らせるというか、認識してもらうというのが大切ではないかなというふうに思う次第であります。

あとあれだね、5番目について私は認識を住民の皆さんに持ってもらうためにも、特に特別警戒区域などについては、標識とか看板はあったほうがいいというふうに思うんですが、さっきの答弁では何だか上のほうと相談して進めるようなことを言っているんで、やはりそれは町独自でやってできないわけではないと、私は思うんですが、やはり一日も早く特別警戒区域とか警戒区域については、このような標識や看板を立ててやれば、やはり住民も認識も改めて常日ごろ、万が一のときに備えるというふうにつながるのではないかなというふうに思うんで、この標識の設置や何かについては再度伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 土砂災害区域の標識等の設置に係るご質問でございますが、指定につきましては、県知事が指定ということになってございますので、県と協議をしながら、進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 何かね、私も見渡しているんだけど、余りついていないんだよね。なので、標識とか、町内で何カ所立ってるんだい。何だか、私の周りには、見たんだけど。だって指定しているんだから、今まで当然例えば10本とか20本ぐらいは立っているんでしょ。何本立っているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 何カ所、標識が立っているかということでございますが、現在ちょっと手元に資料がございませんので、即答はできません。後で調べてお答えしたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時です。

（午前11時59分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君の質問が続きますが、当局の答弁から始めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 土石流危険箇所の看板、標識の設置箇所数ということでございますが、危険箇所74カ所のうち、現在、町で把握している箇所につきましては、急傾斜地が10カ所、土石流が8カ所、合計18カ所となっております。県によりますと、ハード対策をやったところには、原則的に標識は立てているということでございますが、今後、危険箇所を調査し、標識等のない箇所につきましては、全箇所設置する方向で県と協議を進めてまいる考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 今、答弁もらったんですが、とにかく県との協議を早く進めていただいて、標識の設置、看板等の設置をできれば住民の見えるようなところに設置してもらいたいなというふうに思うんですが、それを進めていただきたいと思います。

あと、ちょっと戻るようになって申しわけないんだけど、74カ所の危険箇所について、それぞれの住民に対する住民説明会みたいになるんだけど、それについては実施するというふうには思うんですが、ちょっとそれは再度伺います。今後のその辺の段取り。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 住民説明会というご質問でございますが、防災担当課と連携をとりながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 防災担当のほうからの答弁も今の件について、再度伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。警戒区域の指定の説明でございますが、これにつきましては、住民の皆様方にその状況をよく把握していただく必要はございますので、その指定の経過も含めたものもございますので、県並びに担当それぞれの課と連携をして、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） ぜひよく連携をとって住民の皆さんに、これも早いほどいいというふうに私は思うので、早い段取りをつけて住民説明会を行っていただきたいというのを要請しておきたいというふうに思います。

6番になるんだけれども、この地域の防災組織は、私も何回も今までも伺っていたんですが、秋山の1カ所だけなんですよね、何年も前から聞いてもね。だから、これはきょうの、もちろん町長の答弁でも、結成に向けて取り組むような答弁なんだけれども、本当にここ5年、6年前から全然1カ所しかないんですよ。なので、やはりこれは町として本当にこの育成、結成に向けて、育成方針なり、きちっとつくって取り組んでいただきたいと思います。再度この件について、答弁を。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。先ほどの町長の答弁のとおりではございますが、地域の特性や防災の重要性というのをよく認識した上で、それぞれ行政区並びに自治会の皆様方とも相談の上、自主防災組織が一つでも多く結成されるよう、今後努力していくように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 最後になるんだけれども、9月1日は防災の日だったんですよね。そういう点で、私もこの9月は特別な月ではないのかなというふうに思って、この「広報かわまた」も改めて見ておったんですが、本当にこの防災関連の記事っていうのはないんですよね。なので、やはりこれ本当に防災の日なわけだ、9月1日は。9月の、せめて広報ぐらいには、毎年、もちろん9月だけでは私はだめだと思うんだけれども、年にやはり3回ぐらいは意識的に広報し、目立つところにやはり防災の関連する記事を、避難経路も含めた。本当にこれ原発のことも私はいろいろ議論を全協でもやっているけれども、本当にどこに、もしまた爆発したら逃げるだなんてことなんかみんな心配しているんですよ、実際には、我々も含めて。あと本当に土砂災害のとき、どこに、安全な場所。そういうものをやっぱり周知徹底するというのは、やはり広報だべさ。だから、9月号を見て、ちょっと私はがっかりしたんですが、今後、

やはり9月だけではなくて、この広報にやはり防災関係の記事は本当に目立つところに載ってもらいたいですよ。やはりその辺を常日ごろやっているかどうかで、防災意識もこれ高められるかどうかはかなり私は違うんでねえかなと。あと標識や看板も、だからね、私もさっきより言っているんだけど、やっぱりそういうのが周りにないと、まだこの目に見えた格好でないと、なかなかこの防災意識は、この被害が出てからでは遅いんですよね。なので、特にこの「広報かわまた」について、記事が今回載ってなかったのも、今後のそのような取り組みについて、伺いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。9月号「広報かわまた」に9月の防災の日に対する啓発記事がなかったということは事実でございます、担当課といたしましても、この件に関しましては十分に反省しなければいけないというふうに今、思ったところでございます。そして、今後広報を通じた啓発活動というご意見でございますが、町当局初め、住民の皆様方にもこの防災意識というのは、忘れてはならないものでございますので、そのような広報につきましては、本当に大切なことというふうに認識しておりますので、今後の広報活動を活用した啓発には努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 特に、この防災については、本当に事が起きてからでは遅いんですよ。なので、日ごろから本当に町民の皆さんに、住民の皆さんに、万が一の、いざというときのそれを頭の中にいつでも絶えずあるような、やはりそのぐらいの防災意識を高めていかないと、結局広島みたいになると私は思いますよ。1時間に100ミリ降ったら、うちの町だって大体土手の上に皆、我々住んでいるわけだから、あのようになると思いますよ。トータルで今までは30ミリぐらいだからね、今まではあっちこちの土砂抜けぐらいで済んでいるけれども、1時間に本当にこれからはどこに住んでいたって、降ったって不思議でないわけだから。だから、その辺を、特にこの防災担当のところでじゃなくて、当局は本当に連携を密にして、絶えず日常的にそういうことをお互いに意識して、絶えず話題にして、広報にも、毎月出すことはないけれども、本当にせめて9月号は確実に出す。あと年に3回、4回はやはり目立つところに記事にするというのが、これ当然でないかなと私は思いますよ、今の気象状況を見ても。その辺、最後に要請して、私の質問を終わります。できれば、それについての答弁を最後をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。防災の日、9月1日でありました。今、町の中の広報でも周知すべきじゃなかったのかということでは、今、課長が答弁したとおりでありますので、今後遺漏ないように進めてまいりたいと思っています。

また、きのうは川俣町消防団の基幹役員らの点検活動を、早朝からやっていただきました。また、先週は県北地区の防災訓練を大玉村でやりまして、消防団全員と担当課のほうから全部が出席しております。その前の週は、福島県の防災訓練が須賀川市

で行われまして、そちらのほうで3週間、町といたしましては、総務のほう消防団と一体となって、防災訓練に参加をしております。ただ、ご指摘のように、町民の皆さん方に、避難所も含めた防災の日の意識づけの面では、そういった面では内部のそういったこともしっかりやるべきだと考えております。改めて今後、そのように取り組むことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 以上で終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 6番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6番 菅野清一であります。私は、9月定例会に臨み、私に寄せられた声の中から大きく2件、細部12件について当局の姿勢を質すものであります。

当事者能力のない電気事業者と、その管理能力と責任能力のない国によって引き起こされた原発事故による避難生活も3年3カ月が過ぎようとしています。全く見通しのない長期避難生活は家族のきずなや集落のコミュニティを破壊し、避難者みずからみずからの力で生活再建に向き合わなければならないのが現状であります。特に、金と権力に物を言わせ、原子力政策を強行に推進した国が、除染廃棄物の仮置場を市町村や住民に委ねるといふ、まさにその責任を放棄した姿がこの原発事故の象徴的な姿であります。また、史上最大の公害事件と言われる原発事故被害者に対する被災者救済についても、あの狭い仮設住宅での避難生活を強いることは、明らかに人権じゅうりんとするを得なく、しかも被害者の住居を仮設住宅としたことは、災害救助法を適用していることはまさに違法行為そのものであります。損害賠償についても、原賠法第3条や民法第709条があるにもかかわらず、国の中間指針という固定資産税評価基準という、極めて低い賠償基準を算定基礎にしていることから、生活再建のめどが立たないなど、被害住民の不満と不信がわき起こり、各地でADRの集団申し立てや損害賠償請求の裁判がふえているのが、原発被災地区の実態であります。

そういう中で、3月14日の山木屋地区のADR集団申し立てにおいて、帰還困難区域と同等の全損扱いのADRの和解、そして、先月26日の自殺事件の福島地裁の原告完全勝利の判決は、一旦事故が起これば、避難所に与える精神的ストレスは重大なもので、自殺者も出ることは予見できたはずだと明言しているのであります。これまでの国、東電の原子力政策の道を断罪した画期的な判決であったと、国際的にも評価されております。これは去る5月21日の大飯原発再稼働阻止の判決の中身であります、国富、つまり国の富より、住民の人格権のほうをはるかに重い、いわゆる人格権が憲法上の権利であり、この我が国において、これを超える価値は見出せないとはっきりと断罪したのであります。

今回の原発事故による、放射能汚染被害対策の矛盾は、司法・立法・行政の三権分立の枠組みの中で、被曝線量1ミリシーベルトという法律が存在するにもかかわらず、立法府が決めたことを行政府が守らないと。ただこの1点にこそこの問題の矛盾というものはあるのであります。除染も、賠償も、生活再建も、人権じゅうりんもこの全て

の基本政策の誤りであることを指摘しながら、基礎自治体として、住民の生活を守るという住民自治の原則に従って、次の質問を行うものであります。

大きな1番として、国直轄除染地区の終了見通しと今後の対応についてであります。

1、農地除染の終了時期とその除染効果はどのようになっているのか。

2、農地及び用水路整備、暗渠排水等の完成見通しはいつごろになるのか。

3、山林の除染開始時期はいつになるのか。また、環境省との協議はどこまで進んでいるのか。

4、今回打ち出された環境省の新たな除染方針に対して、町の考え方はどのようになっているのか。

5、除染廃棄物の撤去と、避難解除の時期設定は大きく関連すると思うが、町としての現在の考え方についてであります。

6、現段階において、避難解除時期の前提条件は何だと考えているのか。

7、除染が終了する前に、川俣町を離れていく避難者の動向は町はどのように分析して、どのように対応する考えなのか。

大きな2番として、放射性汚染による町民の健康不安の解消とその対策についてであります。

1、去る24日発表されました福島県の小児甲状腺患者及びその疑い103人の発表を受けて、町はこの数字をどのように受けとめているのか。

2、福島県の小児甲状腺検査の実態はどのぐらい町は把握しているのか。

3、一昨年報道された生態系の異常について、その後、町は追跡調査も含めて、具体的対策は何をしたのか。

4、今、山木屋地区に23カ所ある規制庁が設置した線量計の数値がなぜ3割も低く設定されているのか、この適正化を求める考えはないのか。

5、国はSPEEDIの大幅な予算縮小の方針を打ち出しているが、町としては、これをどう対応するのか。

以上について、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、国直轄除染地区の終了見通しと今後の対応はの、(1)、農地除染の終了時期とその除染効果の結果はのご質問でございますが、環境省では、農地除染につきまして、平成27年内の完了を目途に鋭意実施しているとしております。また、除染後の結果の測定につきましては、順次実施することとしており、現時点では集計がなされておられません。今後、取りまとめの上、報告があると聞いておりますが、本町における農地除染は、剥ぎ取り及び客土等により施工されており、これまで2カ年実施した水稻の実証栽培では放射性物質は検出されていないことから、町では、高い効果があるものと認識をしております。

次に、(2)、農地及び用水路整備と暗渠排水の完成見通しはについてのご質問でございますが、現在、町が実施しております平成25年度からの繰越事業の除染と一体

的に進めております暗渠排水工事につきましては、除染作業のおくれもあり、平成26年12月に完成を予定しております。また、平成26年度分の暗渠排水及び用排水路等の整備工事につきましては、県営として福島県県北農林事務所が行うこととなり、現在、事業実施に向け取り組んでいるところであります。特に、用排水路等の整備につきましては、1区、甲2区、乙2区及び3区の4地区における詳細設計の業務委託を8月18日付で契約締結しております。他の地区につきましても、今年度内に詳細設計を委託する予定であり、平成27年4月には全地区の用排水路の整備工事を発注し、平成28年3月の完成を目標として事業を推進してまいります。

次に(3)、山林の除染開始時期はいつになるのか。また、環境省との協議は進んでいるのかについてのご質問でございますが、町では国に対しまして、各種の要望の機会を捉えて、山林除染の重要性を訴えております。現在、環境省は、人が日常的に立ち入る林縁部の除染を進めており、また、林野庁は住宅等の近隣森林の除染及び林業が営まれていた森林奥地での林業再生に向けた方策の推進を図りながら、互いに知見を共有している段階にあると説明を受けております。環境省による森林除染は、既に山木屋地区でも行われているとおりであり、林野庁では森林整備と放射性物質対策の一体的な推進を目指し、林床被覆や間伐等も取り入れながら有効な方策を見出すための実証事業を積極的に展開していると聞いております。町といたしましては、引き続き、国に対し山林除染の方針を速やかに示すよう、強く求めてまいります。

次に(4)、環境省の新たな除染方針に対し、町の方針はについてのご質問でございますが、町では、除染実施計画において、「長期的な目標としては町内生活圏の年間追加被曝放射線量が、1ミリシーベルト以下になることを目指す」としており、これまで除染効果として毎時0.23マイクロシーベルト以下を目標に作業を進めてまいりました。毎時0.23マイクロシーベルト以下というものは、年間1ミリシーベルト以内であれば健康被害が発生しない線量基準として、国が設定した一般的な暮らし方・過ごし方から導き出されたものであります。8月1日に、環境省が行った市町村除染の新たな方針の中間報告では、空間線量において毎時0.23マイクロシーベルトを除染の目標とするのではなく、線量計による個人の被曝量の管理に移行していく考えを言及しておりますが、これは、環境省と福島市、郡山市、伊達市及び相馬市による勉強会によって認識を共有したことによるものであり、本町では、環境省が参考までに示したものと受けとめております。町といたしましては、何ら除染目標を見直すことは考えておりませんので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

次に(5)、除染廃棄物の撤去と避難解除の時期設定は大きく関係するが、町はどう考えるかについてのご質問でございますが、国では、仮置場にある除染廃棄物の行き場として、中間貯蔵施設の建設を計画し、国を初め、県、その候補地とされている自治体では協議を重ね、先日、福島県知事が施設建設受け入れを表明いたしました。また、候補地となっている2町においても、県の判断を重く受けとめるとして、地権者と交渉することを容認することとしました。このことから、今後、中間貯蔵施設の整備に向け進捗が期待される一方で、山木屋地区では、営農再開や農地の再生に向け

での活動が始まっており、事業所につきましても少しずつではありますが、再開に向けた取り組みが見られるところであります。こういった状況があることを踏まえ、避難指示解除の判断基準として、仮置場がなくなることと現時点で定めることは困難と考えております。町といたしましては、昨年８月に山木屋地区の区域見直しが決定施行されたわけでありましたが、このときに住民の皆様にご説明申し上げましたとおり、避難指示の解除は、電気、井戸水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、さらには、区域見直しに当たり、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめた１２項目に係る進捗を見きわめながら、山木屋地区の皆様、町議会等との十分な協議を踏まえて行うものと認識しております。

次に（６）、現段階において避難指示解除の前提条件は何だと考えるのかについてのご質問でございますが、ただいま答弁申し上げましたとおり、避難指示の解除は、電気、井戸水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、さらには、区域見直しに当たり、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめた１２項目に係る進捗を見きわめながら、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて行うものと認識しております。

次に（７）、除染が終了前に次々と川俣町を離れていく避難者の動向を町はどのように分析し、どう対応するつもりかについてのご質問でございますが、町外に住宅を求められた方につきましては、届け出にご記入いただく移転理由においても、住宅購入等々、本人からお申し出をいただくことはわずかであり、十分な把握はなされていない現状であります。このため、今後、聞き取りや登記の確認などにより、町外にどれだけ住宅を求めた方がいらっしゃるかを調査し、分析を行ってまいりたいと考えております。町といたしましては、町内に居住いただくための施策として、現在、旧川俣精練跡地に復興公営住宅の整備を進めているほか、壁沢地区においては、県が取り組んでいる復興公営住宅の整備にあわせ、当該公営住宅に隣接した分譲地造成の計画を検討しているところであります。また、定住化促進総合対策事業として、第２子以降の保育奨励金や１８歳までの子どもの医療費無料化を継続するとともに、今年度からは、避難されている方が町内に土地や建物を求め居住いただく場合には、不動産取得税相当額を助成する支援策に加え、小、中学校への入学時における入学祝い金や、３人目以降の子どもを出産した方への出産祝い金の支給制度を創設するなど、施策の拡充に努めているところでありまして、今後とも、安心して当町へお住まいいただけるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目、町民の健康不安解消とその対策はの（１）、福島県の小児甲状腺患者及びその疑い１０３人の発表を受けて、町はどう受けとめているのかについてのご質問でございますが、８月２４日に開催された県民健康調査検討委員会において、県から、県内をほぼ一巡した検査結果について報告があり、６月末までに受診した約３０万人の県民のうち、甲状腺がんの疑いと診断された方は１０３人であったとの発表

がありました。現在まで、低線量の放射線被曝による健康影響については、医学的な証明が困難な状況にあり結論が出ておりません。県及び県立医科大学では、今年度以降も、甲状腺検査の本格検査を20歳までは2年ごとに、それ以降は5年ごとに検査を行う体制を整備し、生涯にわたって県民の健康を見守り続けていくとしております。町といたしましては、子どもたちに、将来、甲状腺がんが増加するのではないかとという不安は当然あるものと認識しており、県民健康管理調査における甲状腺検査を通じて、現時点における甲状腺の状態を把握するとともに、今後の甲状腺における変化の有無について、長期にわたり観察を続けていく必要があると考えております。そして、県が行う被曝線量の評価に基づき、子どもたちを初め、町民の健康状態を把握し、発病の予防、早期発見、早期治療につながるよう、健康管理の推進に努めてまいる考えであります。

次に（２）、福島県の小児甲状腺検査の実態はどのように把握しているのかについてのご質問でございますが、福島県県民健康調査検討委員会の報告により、福島県の小児甲状腺検査の実態を把握しております。平成26年8月24日に開催された、第16回福島県県民健康調査検討委員会の報告によりますと、6月30日現在で、一次検査受診者は29万6,026人で、二次検査対象者は2,237人となっており、二次検査を受診した1,951人のうち103人が、がんの疑いと診断されたところがあります。なお、がんの疑いと診断された103人のうち、57人において甲状腺がんの確定診断がなされております。町といたしましては、今後とも引き続き、小児甲状腺検査の状況について県との情報を共有し、緊密に連携を深めながら、町民の健康管理に努めてまいる考えであります。

次に（３）、一昨年報道された生態系の異常について、その後の追跡調査も含め具体的対策はしたのかのご質問でございますが、平成25年9月議会、また、平成26年3月議会においてもご質問いただき、答弁したところでございますが、ワタムシの生態系異常に関する研究を行っている、北海道大学の秋元信一教授へ、その後の調査の状況などをお聞きいたしましたところ、ことし6月に山木屋地区及び飯舘村で調査を実施し、サンプル採取を行ったとのことでございます。現在分析中とのことであり、調査結果はまだ出ておりませんが、今後は、遺伝子の分析や種の多様性に関しても調べていく予定とのことであり、結果が出ましたら、本町にも報告をくださるようお願いをしたところでございます。現時点で、秋元先生からの情報収集のほか、特段、具体的な対策は講じておりませんが、今後も引き続き、秋元先生には、正確な情報把握のためご指導、ご助言をいただきながら、どのような対策等があるのかも含めまして、検討してまいる考えであります。

次に（４）、原子力規制庁が設置した線量計数値の適正化を求める考えはないかについてのご質問でございますが、初めに、現在の放射線量の測定機器の設置状況であります。山木屋地区を含め町内全体で、モニタリングポストが73台設置されております。これは、文部科学省が設置したものでありますが、昨年4月から原子力規制庁の管理となっております。機種につきましては、リアルタイム線量測定システム及

び可搬型モニタリングポストの２種類があり、リアルタイム線量測定システムは６５台、また、可搬型モニタリングポストは８台が設置されております。それぞれの機器からは原子力規制庁へ１０分ごとにデータが送られ、その内容はホームページに掲載されており、町におきましてもホームページに掲載するとともに、災害広報誌を活用して町民の皆様へ周知いたしているところであります。この二つの機種の違いではありますが、リアルタイム線量測定システムは、空間線量を測定するものであり、表示単位はマイクロシーベルトとなっております。一方、可搬型モニタリングポストは、吸収線量を測定し、当たる面によりどの程度のエネルギーを受けるかを計測するものであり、表示単位はマイクログレイであります。表示される数値につきましては、原子力規制庁が、定期的に機器の点検を行っているほか、特に、リアルタイム線量測定システムにつきましては、ことし６月に山木屋地区において、職員がサーベイメーターのNaIシンチレーションを用いて計測し、それぞれが示す数値の差はわずかであることを確認しましたので、十分信用に足るものと考えております。一方、機器によっては、表示が道路から見えにくいというご意見をいただいております。町では、原子力規制庁に対し、設置箇所の変更や機器の交換を要望しているところであり、今般、新たにリアルタイム線量測定システムの３カ所増設に向け準備を進めております。町といたしましては、各自治会長や行政区長など地域の方々からご意見を伺いながら、町民の皆様へより正確な情報をお伝えできるよう、測定機器の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に（５）、国は、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の大幅な予算縮小の方針を打ち出しているが、町としてどう対応するのかについてのご質問でございますが、このSPEEDIにつきましては、議員もご承知のとおり、その時点での風向きなどから放射性物質の飛散を予測するシステムであります。確実な被害の状況を把握するためには、実際の飛散状況のモニタリングが必要であると考えております。昨年改訂された国の原子力災害対策指針においては、SPEEDIによる予測は参考情報に位置づけられており、今後は、放射線量を実測するシステムの強化が図られるものと考えております。町といたしましては、モニタリングポストによるきめ細かな飛散状況の把握に加え、被害の状況についても監視できるシステムが必要と考えており、国に対し、機会を捉えて、システム構築に向けた取り組みを求めていると考えております。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○６番（菅野清一君） 答弁あったわけですが、まず、農地除染はこれからになるわけですね。現在、３区まで終わったのかな。農地は一部しか終わってないですから、これから本格的に入っても、なんやかんやで住宅除染と農地で約１，８００ヘクタール、これぐらいになるわけですよ。現実にも、去年とことし４２５億円という莫大な金が投資され、１戸当たり平均すれば、単純計算ではいきませんが、１億２，５００万円という金が投じられてやるわけですが、現実にも、田んぼとか

見ますと、去年の10月議会で意見書を出したのは、田んぼに砂を入れるとは書いてなかった。国の責任において、肥沃な土を入れかえして、水路も整備して、農家に渡しなさいという要望で議会は意見書で出した。ところが、その実態は、これ誰が許可したのかわかりませんが、5センチ剥いだところに、砂が入っていますね。砂でも育つ作物はあると言えばそれまでなんですけれども、これどういう経過でこうなったんですか。これは、国の直轄と言いながらも、行政庁を通らないとできることはないわけですから、これはいつの時点で、どういう形でこうなったのか。町としては、そのときに砂でもいいという返事をしたのかどうか、その点について、お尋ねしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご答弁申し上げます。農地の除染について、剥ぎ取りを行った後、客土をしております。その客土剤について、山砂を用いて今、施工をしている次第であります。議員もご承知のとおり、平成24年に農水省のモデル事業を日向地区と細田地区で行いました。その際、地権者のほうから田んぼに入れる土については、客土剤については、川俣地区の山砂をすいていただきたいということで、地権者のほうからご要望がございました。その点、そのモデル事業については、川俣地区の山砂を用いて客土剤で使ったわけでございます。その後、本格除染が始まってきまして、環境省のほうで、やはり山砂の使用を考えたところでございます。町としましては、田んぼについては、ある程度山砂でもやむを得ないというような判断をしたところでございます。

なお、地権者のほうに十分確認をした上で、すくように話をしたところであります。なお、畑については、やはり山砂ですと、大雨等で流される可能性が高いところもございしますので、山砂については、十分考慮するようにお話をしたところでございます。

以上、経過であります。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、それは実証実験のとき多分10ヘクタールやったと思うんですよ、2カ所ね。それはその当時のその地権者はいいと言ったかもしれませんが、全体がそういうことにはなっていないわけですから、これはこれから本格的にやるわけですからね、田んぼ236ヘクタール、畑414ヘクタール、牧草地288ヘクタールあるわけです。これ全てね、一部やっているところはしょうがないとして、やることになっているわけですから、これはやっぱりきちんと対応していただきたい。それでおとしの実証実験なんか見ましても、たしか畑は下がるんですよ。80%、90%なくなったところもあります。でも、水田に関しては、当然湿田はちょっとぬかるみのところはやっぱり3割とか4割、下がってないところが現実あるわけですね。この辺は、業者に聞いてもしょうがないので、環境省はどういう見解なんですか。余り効果が上がってないところの対策について。とりあえず1回全部やって確認するということなのか、その辺はどうなっています。要するに、水田も多分230町歩のうち、大体4分1なんでしょう、やったのは、数字的にはね。そうすると、

この辺の対策は具体的に町として、実際所管は環境省なんでね、なかなか言うことを聞かない環境省だというのは私もよく存じておりますけれども、これ町として、基本的小さいと、田んぼの5センチというのは、一番いいところなんです、栄養価がある。そこをとられるわけですから、これで裁判を起こしている自治体が今いるわけですから、中通りには。そこを根こそぎとるっていうことですから、それはやっぱりきちんと対応してもらいたいと思うんですけれども、その辺について、農家の希望をきちんとやる、対策をとる仕組みをつくってもらいたいと思うんですよ。

あともう一つは、さっきも冒頭で言ったんですが、仮置場についても、今になってまだ38ヘクタール足りないということで、今、行政区に振っていますよね、環境省は。それぞれの行政区に事情がありまして、自分のところで用意したところだって、あんな状況の中から、ようやくあそこの場所を確保したと。それでも、別の集落からそこはやめてくれと言われて、とまっている人、現在もね。だから、本来最初、農地はだめだよって町が言えば、また変わったわけですよ。この点について、この36ヘクタールか、38ヘクタール足りない分の対策は今、具体的にはどのようになっているのか、また、その対策をとるために町のポジションはどうなっているんですか。町としてのスタンスというか、位置関係。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご答弁を申し上げます。先ほどのお話で農地除染後の客土剤については、重々山木屋の農家の方に、地権者の方に希望をとって施工するようなことで環境省のほうに申し入れをしていますし、なお、山木屋3区については、行政区みずから土取り場を確保しまして、今、山木屋の山砂を入れているところもございます。

あと肥沃な土地の回復であります。8月になって環境省が新たにゼオライト、カリ等の肥料をまいて、ゼオライトは肥料ではないですが、その他の肥料をまくような今、段取りで進めておるところでございます。

あと仮置場の不足分、約38ヘクタール。これについては環境省のほうから町のほうに申し出がございました。町のほうも、仮置場がないと除染が進まないというところもございますので、積極的に環境省と現地調査をして、今、仮置場の候補地を選定しているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 確かにその状況だというのはわかります。今、山木屋地区全体の除染廃棄物の総量が、約60万トンという試算をされていますよね。6月の段階で9万ぐらいだから、今12万トンぐらいだと思うんですよ。あと約50万トンに近い廃棄物が集まって、水田なり、畑に積み重ねられるという状況になるわけですが、今フレコンバッグの問題もいろいろ言われていまして、川俣町内はアルミ内包で比較的固定化される形状のね、これは積んでもそんな曲がったりしてないです。ところが、山木屋に行くと、中にビニールしか、ブリーツしか入っていないですから、ぐらぐらぐ

らぐらしているわけですよ。これ国は、多分山木屋のは5,900円ですか、6,900円か、1袋ね。川俣は1万1,500円ですね。除染廃棄物の濃度は、町内のほうが低いわけですよ。何で山木屋のがああいう粗末な袋になったんですか。土のうの分は、多分5,800円だっけか、あの袋だけですからね。だから、この前の火事で全部あれ燃えたわけですよ。全部筒抜け出し。あれを見たら、やっぱり何で川俣があんな1万1,500円の、もともと高かったわけですね。あの袋、約12万袋ですか、川俣町内はね、大体。そうすると山木屋60万袋を何であんなぺらぺらというやつで使ったのかと。放射性の濃度は高いにもかかわらず。これは国からどういう説明を受けています。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご答弁を申し上げます。川俣地区で使用しているアルミ内袋については、当初見積単価1万4,500円でありました。その後、25年の秋に福島県のほうが市場調査をしまして、積算単価1万1,500円ということで、県のほうで基準をつくったわけでございます。その後、また見積もり等をとった結果、今は8,500円になったところでございます。

国のほうは、実際当初、内袋つきじゃないやつを使っていました。ですから、この土とか汚泥を入れると、水があふれるんですよ、実際。しみ出すというか、フレコンバッグから周りにあふれ出すというようなことがありまして、住民のほうからかなりクレームがありました。町のほうでも、やっぱり内袋つきのものを、水分が出ないものを使用しなさいということで、8,600円だと思うんですが、やっと使うようになって、今2通り、国は使っております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ということは、これ国の基準を満たしていればいいという話なんでしょうけれども、国は国でね。これは町のほうから、じゃあこういうのを使ってくれとか、具体的に協議とか、要望の場は実際確保されたんですか。

あともう一つ、なぜこれを言うかということ、恐らく今の、去年、おとしあたりから、剥ぎ取った分ね、多分6月の時点で9万9,000袋かな。1トン入っているかどうかは、9万トンとして、可燃物も入っているから、全て1トンとは言いませんが、それがそんな単純に運び出せないだろうというのが大体の大方の住民の見方ですよ。先ほど県が受け入れ、双葉も含む、受け入れたと言うけれども、それは役所として受けただけの話で、住民は誰も返事したわけでないですね。今回だって、3,010億円予算をつけるということで、今やってますけれども、これ県が半分とって、あとの残り半分为双葉8町村、そして、双葉・大熊については、650か850だと思いますね。実際あそこの土地の住民は約3,000人といいますから、世帯数にして800、900あるわけですよ。その人たちが、じゃあ判こ押しますよと言って、そんなに簡単にできるもんだと思っていますか。仮によしんばそれができたとしても、じゃあそれはあの22万トンだっけか、収容能力は。そこで運べると思っていますか。川俣

町内だけで、山木屋の分で60万袋ですよ。川俣町内だと72万か73万袋あるわけですね。これ川俣町内だけじゃない。今、飯舘も本格的に始まっていますけれども、この運搬が実際、全部ゴーサインできたとして、工事に3年ないし5年かかりますよね。それだけのトラックの台数ありませんし、道路ありません。ということは、そんな1年や2年で移動できるもんでないというのが大体の、まともなノーマルの状態の人だって考えられるんですね。だから、もう少し堅牢なものというか、きちんとしたものを使わないと、まずいんじゃないのっていうことの不安があるわけですよ。それ以上は聞かないですけれども、そのことも含めてなんですけれども、今一番の住民の不安は、裁判、ADRで賠償金はある程度とれますよと、弁護士も。だけど、問題はそこに戻ってから、帰還してからの雇用と生活環境は、これ行政の仕事なんですよ。今回の59項目の声明を聞くと、ほとんどがゼネコンも含めた公共事業のオンパレードなんですよ。ソフトはほとんどないですよ。現実には帰るその見込みの人数も把握できてない。だから、今いろいろ仮設の話なんか聞くと、まず解除するのであれば、まずあのフレコンバッグ1袋残さず、撤去しろと言う人が結構います。多分国は、そうでないと思います。国は一日も早く賠償金を打ち切りたいたいだけですから。そして、一部でも帰して落下傘のようにして、そこに周辺を、制圧しながら、人をふやしていくということですね。いわゆる人体実験をしながら、帰還をさせるというのが、今の政府の、あの能なし政府のやることは間違いないですから、これは。世間の状況を見てもね。だから、川内だってそうですし、去年の8月、賠償金を打ち切られましたけれども、戻っている人は800人、700人ですよ。昼間の人口は1,500人います。なぜ戻らない。雇用ないですから。生活できません。

そこで、町長ね、いわゆる帰還解除の話は、例えば田村市の都路を見ても、今回の川内は三つに分かれていますから、三つの真ん中やった、今回の10月1日付ですか、解除。川内を見てもそうですけれども、あの解除のやり方というのは、住民の生活とか、精神的だとか、人格権だとか、全く無視したやり方ですよ、結果として。これは他町村のことだから、町長が論評を加えるということはないにしても、やっぱりああいうやり方は、基本的にそこに住めない人たちは、単なる賠償金の支給だけになるんですよ。したがって、本当に営農を再開してね、今までどおり物をつくって、生活を送れるようにするためには、少なくともあの除染廃棄物は、第一弾として全面撤去しなかったら解除できないと、私は思うんですけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご答弁を申し上げます。先ほど町長の冒頭の答弁であったように、やはり山木屋地区では、今現在、営農再開や農地の再生に向けて、活動が始まっておりますし、また、新たに事業所再開も進める方もいらっしゃいます。そういった状況を踏まえ、今現時点で仮置場を全部持っていない限り、帰還解除ということではちょっと考えてはいないというところでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 課長の見解はお聞きしましたから、川俣町長は佐藤広一君ではありませんので、古川道郎君、あなたですよ。町長からきちんと。要するになぜこういうことを言うかということ、住民感情ですね。あの袋を6段、5段積みのやつをだつと道路が見えないほど、これからあの5倍来るわけですからね、あそこに。今はあのぐらいですけれども。そこを見て、そこに帰って農業をやりたいと思って、どうやってやるんですかということですよ。例えば、米なんかはなかなか、セシウムも一向に出ないですから、これ出ませんよ、現実、なかなか。でも、ほかのものも含めて考えると、山木屋だって、米だけをつくっているわけじゃない、飯だけやっているわけじゃないんですから。そしたら、少なくともその生活再建の基礎としては、当然除去しているかというのは当たり前の話だと思うんですよ。自分のところの田んぼや畑が使えなくて、戻って農業をやれ、賠償金打ち切りますよって、こんな理不尽な話ないでしょう。町長も法学部を出ているから、詳しくわかると思うんですけれども、民法の第790条にはこう書いていますよ。「故意また過失によって損害を与えた者は賠償しなければならない」、この大前提しかないんですから、基本的に。原災法だろうと、何だろうと、原賠法で言ってみたって。だから、先ほどは課長の答弁だったので、課長の話は後でも聞けるので、町長として、きちんと答弁してください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。議員お質しの仮置場の問題であります、ああいうような状況で帰りたいという思い、確かに現地へ行きますと、田んぼの道路の脇になっております。これについては、議員ご存じのとおり、町といたしましては、最初、山のほうに候補地を挙げながら、地区の議論を深めてもらいましたが、どうしてもあのような形になった経過も我々も認識をしております。その後のこともあります。そのときも私は田んぼでなくしてくれというような要望を言ってきました。ですが、その後の廃棄物についても田んぼの中ということになって、私といたしましては、地域の皆さん方がどうしてもそうだとするのであれば、これはやむを得ない処置なのかなと思っておりました。今それを今度運び、帰還でございますが、3年間ということで議論を深めてきたんでありますけれども、今、中間貯蔵地もようやく道筋が見え始めたなと思うような状況でございますが、まだ最終的な結論には至っていないという情報もいただいておりますので、私どもといたしましては、早く3年以内に運び出すというようなことを伺っておりましたし、強く言われておりましたから、それを実際に実行するのが国の責任だと私は思っております、国のほうには、それを強く言っているところでございます。ただ、今、議員お質しのように、このフレコンバッグの問題につきましても、指摘がありましたようなことは、町といたしましても、強く申し入れをいたしまして、改善を図らせたところでございますけれども、3年で完全に持っていけるかと言われれば、私も今、それはちょっとどうなのかというような思いにも至っているのが現実でございます。

したがしまして、今回のこれからの解除に向かしましては、これは川俣、山木屋に限らず、よその地区もございますし、議員お質しのように、先にやった地域もございますが、それかなりの議論を深めて決定を見たんでありますけれども、それでも問題点が残されているわけでありますから、そういったものをしっかりと我々も踏まえて、山木屋の皆さん方が安心して戻れる一つの道筋の中から、避難解除については議論していきたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、多分28年3月までに、その内容を検討するということで、多分昨年の8月8日の区域見直しの協議の中で、多分6月でしたね。12項目あって、その中で、井戸掘りの話もありました。それが結果ああいう形になって、2億5,900万円の予算がついたということなんですけど、この井戸掘りにしたって、これから業者を集めて、見積もりなんかやっていたら、もう既に自分で業者に頼んでやる人はもうやってもらわないと、今、住宅除染が終わっているいろいろ、要するにごみ出しとかもやっているんですけども、水が出ない人もかなりいるんですよ。掃除しようもないんですよ、ごみ出すにしても何にしても。トイレも使えない。そういうのも含めて、やっぱり迅速に対応すると。例えば、町が出した業者が100万円でやって、ほかの業者は800万円だなんてことはあり得ないわけですから。その土地土地の条件で、水質とかは変わってくるわけだから、それはそれぞれが頼んだ業者でも、きちんと支払うというふうにしていただかないと、なかなか進まないですよ。もう年越して、また来年になって、そのうちに、水なんかいいわはなんていう話にならないように。スピード感を持ってやりたいと町長はいつも言っている話ですから、これね。ほかはほかで業者がやっていますけれども、町長はいつも言っているように、ほかはほか、川俣は川俣だと、これを発揮してもらえばいいのかなと。

あともう一つは、あの中でもそうですけれども、12項目の中で。帰らないと決めても、よそに移住する人、移住したくても場所のない人、あとは除染の状況を見て、あそこも帰るんだったら、おれも帰る、あの人も帰るなら、帰るという人がいるんですよ。なぜかという、あの仮設にいる人たちは、一旦借り上げ行っても、あそこへ戻ってくるんですよ。なぜ戻ってくるか、同じような境遇の人で仲間がいるから戻ってくるんですよ。だから、今、マンションに行って、子どもらと一緒にいても、昼間働きにいて、ぼつんというのもつらくて、やっぱり仮設に戻ってくる人も現実います。だから住む場所というのは、場所がどこじゃないんです、誰とともに暮らすかなんです。それが今まで長年共同体としてやってきた、これが住民の感覚なんだと私は思います。そういう意味では、今行政がやらなければならないのは、わざわざあれほどやめろといったアンケートを強行してとったわけですから、そのアンケートの中だって、195戸が一軒家が欲しいと。しかもそれはアンケートをとったうちの60%ですよ。残りの40戸という、もっともっているわけですよ。誰一人、災害公営住宅なんて聞いたことないです。いつから名前がすりかわったかわからないんですけど。それはそれでやりたいというんだったら、やっても構わないですし、例えば40戸ぐ

らい出して、今580戸ですからね。そうすると、あとの500戸どこに住むんですかと。今、福島は何だって、40戸、50戸はもう家建てる人、土地買った人いますけど、探している人はもっともっといいるわけですから。この人たちをやっぱり川俣に生まれてよかったと、住んでよかったというぐらいの誇りを持たせる仕事をするのが町長あなたの仕事なんです。だから、今いわきなんかでもそうですけど、一時期2万7,000人、今2万3,000ほどいますけど、いわき市として住宅団地を受けるといのはなかなか厳しいです、よその町村との関係もありますから。川俣だって同じじゃないですか。飯館から浪江からいっぱい来てるでしょ。その人たち、川俣いたい人いっぱいいるんです。これは国の仕事として、県の仕事としてやらせることは十分可能なんです。だから、今いわき市では、その協議会をつくって今進んでいるんです。そうすると、その協議会の中には宅建業界からいわき市から、その周辺市町村、県も入って、その避難者のための住宅団地の整備にもう既に協議に入ってます。だから、そういうことも含めて、今までの考え方と違う、もっと大胆な、せっかく国は長期避難者のために去年だけで500億も予算つけているわけですから。ところが各町村は、戻りたい戻りたいその一心で、戻りたくない人の意思まで無視しながら、今強制的にやっているのが町村の実態ですよ。それはそれで自治体守らなければならない立場で考えれば、それはわかりますけど、そこに住む生身の人間は、それぞれみんな生き方、思い違うわけですから、その辺は町長、これ首長として、まして、あなたは国の原発の事故調の委員にもなったわけですから、やっぱりそれはきちんと対応してもらいたい。いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。復興住宅については、2回のアンケートを行いまして、51戸の要望というような中でまとめたことで進めておることもご理解を賜りたいと思います。そんな中で、住宅、宅地の問題が提起されておりますけれども、これは議員お質しのような民間も入れた協議会という制度が動いていることも私も聞かせていただきましたので、これらの知見などいただきながら、町内におけるそういった団地造成も考えられるかどうかについても協議会の関係の方々のご指導もいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、またいろんな情報については、我々まだ持っていない部分もございます。そういった意味では、これから研究をさせていただいて、早急にそのようなことについての具体的な検討に入らせていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今回の答弁書見ると、いろんな協議についても、今までは国、県、国、県と書いてました、今度は住民が先に来てましたから、次に議会ね。多少は方向が変わったのか、書いた人が違うかもしれませんけど、

○議会事務局長（高橋清美君） 残りあと5分です。

○6番（菅野清一君） これはきちんとやらないと、本当に個人個人の人格権まで侵害するようになりますよ。だって、法律制度上は町長が避難させたんですから、原子力対

策の第15条2項で、そうなってますから、法律。

あともう一つは、先ほど言った甲状腺がんの問題については104人だったんですけど、一人が陽性ということで103人いた。57人というのは手術した人が57人であって、手術待ちの人がそれぐらいいるということですから。私が聞いたのは、その詳細というのは、実態というのは、甲状腺検査の項目、基本調査、詳細調査とあるんです。その基本調査、詳細調査というのは何と何を調査しているのか。そのことが、いわゆる秘密会が得意な検討委員会から各町村にどういう形で報告されてきているのか。

あともう一つは、もう時間ないから、聞きますけど、今プラントの状況はかなり悪い状況です。凍結管のやつもほとんど、その下に170本の配管ができてたり、設計図にないトレンチみたいなのが出てきたりで、今全くできない状態ですから。極めて今プラントの状況は危険な状態だと考えます。そのプラントの状況も、どういう形で東電からは入ってきているんですか。それをなぜ逐一議会に出さないのか。町長は何回、プラントのところまで行ったのか、この点についてお聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問にご答弁を申し上げます。福島県民調査検討委員会の報告ですが、文書によりまして資料をいただいております。検査の項目でございますが、A判定、B判定、C判定ということで、A判定は、A1、A2、膿疱の大きさによりまして二つに分けられておりまして、あとB判定も5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上の膿疱ということで。

○6番（菅野清一君） いやいや、そういうこと聞いているんじゃないんです。検査項目のリンパ検査は、血液検査はどういう項目でやっているのか、それを聞きたいんです。A判定、B判定というのは要らないんです。それは結果で、知っていますから。検査項目は通常は12項目なんだけど、福島県は8項目しかやってないんです。その内容を聞いているんです。

○保健福祉課長（丹野雅直君） すみません、その細かい検査項目までは、ちょっと町のほうでは把握しておりませんでした。

○6番（菅野清一君） じゃあ、すぐ調べてください。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問に答弁を申し上げます。

第1原子力発電所の状況については、先月末の状況を今月に入りまして、規制庁のほうで説明に来ております。議員各位のほうに概要版をお配りしておりますので、ご確認をしていただければと。あと7月31日現在の廃炉除染協議会の資料も、こんな厚い資料ですが、前回の全員協議会でご指示ございましたので、議会事務局のほうに置いておきましたので、ご参考にしていただければと思います。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） まず、確認しておきますけど、これ健康調査については、今出せと言っても無理なんで、これはきちっと出して議会のほうに報告してください。通常

は12項目あるんです。福島県は8項目しかやってないんです。その8項目の検査は、リンパ検査とか血液検査がどういう状態で、どういう検査をしているのか、これを詳細を聞いて出してくださいということです。だから町長、低線量被曝ってそんな単純な話じゃないんですよ。だから、その辺はきちっと避難解除等に当たっては、今までの区域見直しみたいに、後ろに東電の社員30人もいて、前に20人も国の役人置いてサンドイッチ状態で、あんな説明会ありませんから。もっときちんと、各自の事情に応じて、きちんと話を進めることを望みまして、私の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は午後2時30分といたします。

（午後2時11分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午後2時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　7番議員　斎藤博美君の登壇を求めます。斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君）　7番、斎藤博美であります。さきに通告しておきました大きな項目3点、以下細部について当局に質します。明快な、明確な答弁を求めるところです。

1点、今年11月に実施されます町長選挙にて、町長の進退を質します。

町長は、3期12年目、4,314日、土日を含め、心休めることなく町政に当たってきたと認識しています。3期目スタートして4カ月目、平成23年3月11日、東日本大震災が発生しました。この大地震により東京電力福島原子力発電所事故が起き、当町において山木屋地区の町民が避難を余儀なくされました。千年に一度ともいわれる大地震、誰もが予想できなく、全く経験したことがない原子力発電所事故により、当町は、全地域の除染、災害復旧・復興事業などと難題が多い3期現在であったと認識しています。今後は、庁舎建設、復興公営住宅建設、産業工業団地造成、復興発電共同会社等大きな事業が計画され、実施に入っています。体育系の町長でありますので、体はタフであろうと思いますが、選挙の進退を伺います。

次に、教育の現状についてであります。

人は後悔ばかりしながら生きていくものでありますが、教育は後悔があっても人生に大きなマイナスとなってしまいます。最も後悔があってもならないものは教育であると私は信じているところであります。なぜなら、長い人生で教育を受ける、生きる力を学ぶことができる機会は、小・中、今では高を含めてたった12年間しかありません。特に基礎・基本の学習は6年間のみであり、後戻りはないのであります。町の将来にとって教育は最重要課題と認識しています。

そこで教育の現状、細部について質します。

1点、今年度全国学力・学習状況調査において考察の結果はどうか尋ねます。

2点、学力テスト結果の公表はどう考えているかであります。私は、先生方を含め、児童生徒お互いが励み、頑張りになることから、方法を考えての公表はすべきと思うが、伺います。

3点、新聞を教育に生かすべきであります。読解力、知識、思考力を高めるのにとっても役に立つと思うが、当局の考えを質します。

4点、音楽、体育等、部活動への交通費全額補償は必要と思うが、質します。大舞台での子どもたちの活躍は地域を明るくします。頑張る子どもの姿は町民を奮い立たせると信じるところであります。子どもたちに希望を持ってもらうためにも、また、投資的な度合いもあると考えます。交通費を手厚く補助すべきと思うが、伺います。

5点、教育長として、今後の教育への所感を伺います。

大きく3点、西部工業団地誘致の機会は今について質します。

今が企業誘致の絶好の機会であると私は認識します。1級国道、高速自動車道に当町より最も近い位置にあります。自然に恵まれ、何といたっても水が豊かにあることが大きな利点であると考えます。西部工業団地の開発は30年以上の願いでもあります。町の活性化はもちろん、雇用の場の確保は人口の流出をとめられる最高の機会だと思います。あらゆる手段、全職員の英知を結集して企業誘致に汗を流すべきと思うが、質しまして、私の質問とします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 7番 斎藤博美議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、町長の進退を伺うについてのご質問でございますが、先ほど13番 高野善兵衛議員に答弁申し上げましたとおり、平成22年11月の町長選挙におきましては、町民の皆様からご信任を得て、3期目の町長につかさせていただきました。3期目が始まり、新たに議員の皆様と練り上げた第5次川俣町振興計画に取り組もうとしたやさきの平成23年3月、東日本大震災、そして原発事故が発生し、それ以降、私は震災からの復旧・復興を最優先に一日も早い被災者の生活再建のため、全壊・半壊建物の復旧支援、除染、風評対策、食の安全の確保、健康管理、補償・賠償対策、さらには復興公営住宅の整備、農業の再生、企業誘致など被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興の観点から復興計画を策定し、本計画に基づき、国や県、そして町民の皆様と力を合わせながら、再生復興に向けた各種事業に全力で取り組んできたところでございます。この間、議会議員の皆様を初め町内外の多くの皆様からの温かい励ましやご支援などのお力添えをいただきながら、復旧・復興事業が徐々にではありますが、具現化し、目に見える形になってきたと考えておりますが、一方では、急激に進む少子高齢化、地域医療への不安の高まり、産業経済の低迷による雇用不安など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、課題も山積しております。私は、町民の皆さんが安心して快適に暮らすことのできる地域社会実現のため、さらには、これからも町民の皆様笑顔があふれ、元気に暮らしていける町であり続けるために、町の将来像である「みんなでつくる、元気いっぱい、笑顔いっぱいの町川俣」を思い描きながら、さまざまな課題に町民の皆様と力を合わせ、協働で取り組み、10年後、20年後、夢と希望を持てるまちづくりを推進することが大変重要であると考えております。

震災から間もなく3年6カ月が経過する中で、復旧・復興事業は道半ばであり、ここ一、二年が大変重要な時期であると認識しております。避難を余儀なくされている

山木屋地区住民の皆様の帰還、川俣町の復旧・復興、そして川俣町の新たな振興、発展をなし遂げるため、私はいま一度町民の皆様から信任が得られるならば、4期目を目指せという熱いエールにお応えし、町長として4期目の任につかせていただきたいと考えておりますことを申し上げる次第であります。しかし、このことは、議員の皆様のご支援なしにはできませんので、今後ともよろしくご理解をいただき、ご指導、ご支援賜りますようお願いを申し上げて、答弁いたします。

次に、3番目の、西部工業団地企業誘致の機会は今の、今が企業誘致の絶好の機会であり、あらゆる手段、知見を出し、企業誘致に汗を流すべきと思うがについてのご質問でございますが、西部工業団地の造成は、町の長年の課題でありましたが、今回、福島再生加速化交付金の活用により造成工事が可能となったところであり、平成28年3月の完成を目標として工事発注の準備を進めているところでございます。現在、工場立地に関しましては、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や、ふくしま産業復興企業立地補助金による補助制度、ふくしま産業復興投資促進特区による税制優遇措置、また、新規雇用に関しましては、ふくしま産業復興支援事業助成金による雇用支援制度などがあり、西部工業団地など工場立地を支援する制度が充実しております。町といたしましては、震災からの早期の復旧・復興に向け、雇用の場を確保し、産業の振興を図るためには今が企業誘致の絶好の機会と捉えており、製造関連を初め、新たに土地を求め進出を計画されている企業や規模拡大を計画している企業の方々にこれらの制度を最大に活用していただき、当町へ立地いただくよう誘致活動を進めてまいる考えであります。さらに今後、川俣町工業団地ガイドや、企業誘致ガイドの冊子、ホームページや広報誌への掲載、企業誘致説明会の開催による進出企業の掘り起こしなど、国や県との連携のもと、これまで以上に融資対策を強化し、取り組んでまいる考えであります。

以上で、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、教育の現状はについてのご質問の1点目、今年実施された全国学力テストの考察結果はどうかとのお質しでございますが、本年4月に実施されました平成26年度の全国学力・学習状況調査結果につきましては、去る8月25日に文部科学省より、町教育委員会に対し、結果の通知があったところであります。ご承知のとおり、全国学力調査は、平成19年度より実施され、本年で8回目となっておりますが、本年実施された本町の学力調査の結果は、小中学校ともに全国平均を下回る結果となり、これまで過去7回の学力調査の中で、初めての最も低い結果となったところであり、現在、その原因等につきまして分析中でございます。

次に、2点目の学力テスト結果公表の考えはとのご質問でございますが、本年度の学力実態調査の結果につきましては、ただいまご答弁申し上げたところでありますが、本町の小学校6校及び中学校2校の学校ごとの正答率を比較分析してみますと、小中学校合わせまして5校につきましては、全国平均より7ポイントから10ポイント高い正答率を示しており、残り3校が平均正答率を3～10ポイント程度下回った結果、

町全体としての平均正答率が全国平均を下回ったものであります。このような結果を総合的に勘案しますと、本町のように学校数の少ない町におきましては、学校ごとの結果を公表することにより、学校の序列化や学校間格差の是正のための過度の競争等による教育の弊害や学校不信につながりかねない問題等もございますので、9月の町定例教育委員会におきまして、審議の結果、公表は差し控えるべきとの教育委員の結論に至ったものでございます。

次に、3点目の新聞を教育に生かすべきと思うがとのご質問でございますが、近年、義務教育諸学校におきましては、情報化社会の進展に伴い、パソコンを初めスマートフォン、そして電子ソフトゲーム等のいわゆる電子機器が児童生徒の生活に大きな影響を与え、文章から何かを読み取り、想像したり、感銘を受けたりする、いわゆる本から学ぶ習慣が低下していると言われております。町教育委員会といたしましても、児童生徒の読書離れを食いとめ、積極的な対応が必要であるとの認識に立ち、川俣教育推進プラン、三つの学習プランの中で、読書プランを位置づけまして、読書活動に力を入れております。文部科学省におきましても、この問題に対応するため、平成23年4月から開始されました新しい小中学校学習指導要領の改訂の中で、基礎学力の向上などと並記し、言語活動の充実を新たに学校で取り組むべき指導のポイントとして位置づけたところであります。議員お質しの新聞の教育への活用につきましては、子どもたちの読書離れや活字離れを解消し、新聞情報をもとに新聞記事を題材として授業の中で活用し、取り組んではどうかとのお考えと理解をいたしております。この授業は、日本新聞協会が主体となって進めておりますNIE授業、いわゆるニュースペーパーインエデュケーションの略でございまして、新聞の記事から、さまざまな資料を抜粋しまして教育の中に生かしていったらどうかという授業でございまして、この新聞授業に対しまして、既に本町では、平成22年度より各小中学校の図書室に民報、民有新聞のコーナーを設置するとともに、国語、社会、理科、図工、道徳等の授業の中にも新聞を教材として取り入れ、新聞報道による各種データ資料や図表等から読み取れるさまざまな内容を授業の中で生かし、生きた教材として活用させているところであります。今後とも議員ご指摘のとおり、新聞の記事や資料を学校教育の中で取り入れ、積極的に活用するNIE授業の推進に努めてまいる考えであります。

次に、4点目の部活動への交通費全額補助は必要と思うがとのご質問であります。中学校において実施しております部活動につきましては、国語、数学等の授業として教育課程に位置づけられていない、いわゆる教育課程外の活動として生徒の自主的・自発的な参加によって行われる活動でございます。その目的といたしましては、中学1年生から3年生までの学年の枠を外した中学生同士がスポーツや文化、あるいは音楽等を親しみ、学習意欲の向上や責任感並びに連帯感の涵養等に資することを目的として行われている生徒の自主的な活動でございます。議員ご質問の、部活動に参加している生徒への交通費全額補助についてであります。町教育委員会といたしましては、これまでも教育の機会均等及び教育の公平性の観点から、保護者の教育費負担の軽減に努めてきたところでございます。また、部活動につきましても対外試合等にお

いては町のスクールバスを配当するなど、また地区大会、県大会、及び東北・全国大会等につきましては、教職員の引率費を含めた予算措置を別途講ずるなど措置をいたしてまいったところであります。今後とも学校教育の一環として実施される中学校の部活動につきましては、生徒の自主的・自発的な活動が一層充実するよう財政措置を含め、検討いたしてまいります。

次に、5点目の教育長としての今後の所感についてのご質問であります。平成18年12月に、戦後60年の教育を担ってまいりました教育基本法が改訂され、翌平成19年には学校教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そして教育公務員特例法のいわゆる教育三法が改正され、以来今日まで数々の教育改革がなされてまいりました。これらの改革に伴い、国や県の権限の一部が市町村教育委員会に移譲され、説明責任及び結果責任等の教育行政全般にわたる教育長の責任が強く求められるようになったところであります。この間、平成23年3月に発生いたしました震災並びに東京電力福島原子力発電所事故による放射能汚染の問題は、川俣町の子どもたちや保護者に対し、大きな不安と衝撃を与え、被災地における健康、安全教育のあり方を含め、教育全般についての改革が求められたところであります。このように、変化の激しい教育環境の中にあって、今後どのような教育施策を講じ、町民の教育に対する信託に応えていくべきか等につきまして、思いをめぐらし、日々模索を繰り返しておりますことが、偽らざる現在の私の心境でございます。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君

○7番（斎藤博美君） 再質問させていただきます。までのな答弁で、なかなか再質問のあれもないんですが、まず、大きな1点、町長の進退はについてであります。歴史にこういう結果の話があります。聞いた後、町長、所感をお願いします。

中国の昔に秦と漢という時代がありました。秦は15年で滅び、漢は400年続きました。原因は、秦の国は、律、つまり法律、規則を多くつくり、罰則主義をとったのであります。片方、漢は、法は3章のみとし、徳によって行政を目指しました。つまり道徳を基礎とし、徳事を行ったので400年続きました。歴史は活用してこそ意義があると私は理解します。

そこで町長、今の話の所感をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁というよりは感想でございますけども、今、議員お質しの本当に徳というのは大事だと思います。今は特にこのような時代になっておりますと、いろんな面で悩み、苦しんでいる方々がたくさんたくさんいるわけですから、そういった人に対しての思いやりというものを持って行政は進めなくちゃならない、そのように思っております。加えて、いろんな事件とか事故等も発生します。そういった面では、コンプライアンスも含めて、そういう制度等についてもしっかりと確保しながら、お互いの理解を深めて行政に当たっていくことが大事だと思っております。そのようなことで答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 町長、今の思いで町政をやるということでございますので、期待します。

教育の現状はということでございます。中学生になって伸びる形が私は理想だと思っているんです。小学生はおおむね、全て平均を、今回はちょっと下がったというんですが、去年あたり見てみますと、上がっています。とても問題であると考えことは、数学Aは基礎であります。Bが応用問題であります。全県で平均を大きく下回ってます。全国では40位台ということです。これは相当危惧しているんですが、当町の見解をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。斎藤議員しっかりと分析されておられますようで、私も同感でございます。本県におきましては、過去8回の中で、一番苦手としておりますのが、中学校の理科B問題でございます。このB問題の中身につきましては、実は応用問題というよりも、国際的に通用する問題でございます。今、この国際的なB問題を取り入れた理由は、平成13年にいわゆるピサ学力テスト、国際学力テストというのが実施されまして、ここで日本が初めて国際舞台の中で、数学、理科的な分野、数学的な分野で大きく順番を他国に譲ったことに由来しております。その後、文部省が随分周りからたたかれまして、国際社会に通用する数学の学習を取り入れるべきだということで始まったのがこの数学のB問題であります。この問題は、我々が通常なれるまで非常に時間のかかる問題でございまして、体験を通して学ばなければ実際にこれが身につかないという、そういう日本では教えて教え込んで、それで学ぶ、こういう学習スタイルが主でありましたので、みずから学ぶ姿勢を子どもたちに与えなければなかなか解けない問題ということで、このB問題に対応するための今取り組みが盛んになされているところであり、間もなくその成果が出てくるものと認識しております。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君

○7番（斎藤博美君） 県別では、例年どおり秋田県と福井県が上位となっております。福島県は秋田県に近いわけですが、両県からすれば、秋田県へ視察に行くべきと思うが、もし見学、視察したとあれば、その感想をお聞きます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） 申しわけありません。秋田県が全国第1位でございますが、視察に行く考えはあるかということですか。私はまだ行っておりません。町長には、行ってくるようにと言われておりますが、まだ視察には行っておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 秋田県は、全国から物すごい視察、勉強に来ているということで、町長、どうかそういうことを踏まえて、よろしくいくように配慮を図ってください。

公表はしないということでございますが、成績。文部科学省が25年度実施した調査には、学校別公表を望む保護者は50%近くいるんです。今年より各市町村で教育

委員会の判断で学校ごとの成績が公表することが可能になったと承知しております。一定の基準を超えた学校の名前を公表することで、他校も励みとなり、頑張り、全体的に水準は高くなるのではないかと私は考えるので、もう一度答弁お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。文部科学省が実施しております全国一斉の学力調査は、全国含めた全ての学校の学力を高めようとしている調査ではございません。この調査を通して全国津々浦々に平等な教育、それから効果的な教育を進めるための教科書改訂、あるいは教育の方法、技術等の改善、調査のために実施するものであります。議員もご理解いただいておりますと思いますが、学力というのは、今、全国学力テストで行われている国語と算数だけが学力ではございません。ご承知のとおり、芸術分野である音楽、図工、また体育等も同様に学力が必要でございます。したがって、万が一この基本を間違えますと、具体的に申し上げますと、国語、算数に特化して、学校に対して過度な要求と過度な指導を継続していきますと、これはまさに子ども一人ひとりの偏重した教育を与えることになり、課題もたくさん出てくることは予想されるところであります。そういうような意味で、私ども川俣町におきましては、バランスのとれた教育を実践する上から、過度な競争をあおることのない正常な学校教育の推進のために、今、内容の分析をしながら、今後の対応を進めておるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 細部の質問の項目にはないのですが、教育の現状という大きなテーマであります。もし答弁ができないとあれば、できませんと答えてもらっていいんですが、それでは聞きます。

小中一貫教育制度に、教育長は、創設が必要と私は承知してますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。私は、議員ご指摘のように、今後、小中一貫校は非常に有効な教育の方向性であるというふうに認識をいたしております。理由について申し上げます。今、まさに小学校と中学校義務教育は、6年・3年で分断されておりますが、ご承知のとおり、18歳に達した若者から選挙権も今後付与される状況下でございます。また、子どもの発達、知的な発達も非常に成長しているような状況に鑑み、小学校の低学年から中学校までの段階的な教育を小中学校ともに、さまざまな専門の教科を持った教員が小学校の低学年から指導できるような、そういう学校こそが、今後バランスのとれた子どもを育成する一つの教育の方向性であるというふうに認識をいたしております。

以上で、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 教育の水準を上げるというんですか、そういう方法で、こういう事業あるんですが、わかる範囲で答えてください。コアティーチャー授業というのは

ということなのか具体的にお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。コアティーチャー制度というのは、本県の教育委員会が全国学力テストの結果、非常に順位が低迷しているということを受け、地域から優秀な教員を選抜し、その教員を学校を巡回させまして、授業しながら、先生方を育てるという事業を本年度から県で始めたものでございます。しかし、始めてみますと、私もこの事業が本当にうまくいくのかというふうに考えておりましたけれども、実はこれも課題が非常に多うございます。と申しますのは、教育というのはお金がかかるんです。本来、上手な授業をする先生というのは県内の指導主事、県の教育委員会、あるいは各教育事務所の指導主事約80名いるんです。その専門家がすべきところ、業務が多いので各地区、例えば県北でいえば福島、川俣、伊達、安達等の県北管内から一人コアティーチャーを選任してほしいという、そういうことで、県内7名が今コアティーチャーとして活躍しているんですが、これで困っているのは、そのコアティーチャーを出した学校なんです。優秀な教員がほかの学校に行って教えますので、自分の学校がおろそかになるということで、今ちょっと混乱を来しておりますが、これは福島県教育行政の中で今年度から開始した事業であり、私はすぐに見抜きまして、本町からは推薦はいたしませんでした。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） これは物すごく参考になる施策というんですか、事業だと思います。わかる範囲内で答えてください。

東北のある自治体で行っていることなんです、本の町構想なんです。わかっただけで教えてください。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ちょっと認識不足で間違っていたらお許しいただきたいと思いますが、八戸市の教育の問題かというふうに思います。生まれた子ども、ゼロ歳から小学校入学まで、そしてお母さん、お父さん方に対して本をセレクトできるさまざまな授業を考えているのが八戸市のいわゆる本のまち八戸としてスタートした事業かと思っております。その主なものは三つございまして、一つは、ブックスタート、これは川俣町でもやっております。ブックスタートというのは、子どもがゼロ歳から3歳ぐらいになったときの健診時にお母さんに読み聞かせの指導を行う、本町でもやっております。これはブックスタートといいまして、そのときに子どもたちに絵本を贈る運動でございます。それからもう一つは、ブッククーポンという事業でございまして、これは八戸市独自の事業でございしますが、小学校1年生に入ったときに、金額はわかりませんが、図書カードを子どもたち一人に入学祝いに差し上げて、自分の好きな、しかも有用な本を購入するようという市の施策というふうに伺っております。川俣町におきましては、入学祝い金5万円と同じような制度でございまして、ただ、大きく違うのはブックセンターという事業でございまして、これはお父さん、お母さんに対して優良な図書を、しかも新刊書、田舎とか福島県、福島市もそうですが、特に

東北6県では、新しく出た新刊図書というのはなかなか入りにくい、そういう状況にありますので、本屋さんと提携いたしまして、絶えず新書のコーナーを設けて、そこでお母さん、お父さん方がその本に触れる機会を設けるという、三つの事業を八戸市が始めているようでございまして、私も大変参考になるものと考えております。もし間違っていたら、お許してください。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） ちょっと補足させていただきます。私聞きたかったのは小学生。図書券を500円券4枚セットにして配って、3カ月以内に使っていただくと。この本は、ゲームの本とか辞書とかそういうものは買ってならないということでございます。八戸は二、三十万いるのかな、それで2,500万ぐらいの予算なんですけど、町は、その10分の1ぐらいでも200万、300万で可能だと思うので、私はすぐ実行できるのではないかなと思うんです。なぜかという、確かに祝い金、それはありますが、私の願いは、本に接していただきたいんです。今高校生、1カ月に1冊も読まない高校生が50%以上います。これはなぜそういうことになるのかとよく考えてみますと、やはり小学校、中学校でいい本に……。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美議員に申し上げます。通告から外れておりますので、それは遠慮ください。

○7番（斎藤博美君） もし、答えしていただければ、できなければいいんです。危険物の指導はやっているのか。

○議長（黒沢敏雄君） 通告に従った質問してください。

○7番（斎藤博美君） 先生は忙し過ぎて困ると、私はいつも思っているんです。先生は忙しいということで。授業時間よりも部活動、事務作業が要因だと自分は理解しています。世界から見ても、日本の一人の先生が1日で2時間以上は多く働いているという結果も出ております。このことに対して何か思いがありましたら、お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 議員ご指摘のとおり、現在教職員の職務は多忙でございます。我々の時代、高橋議員の時代を思い出してみますと、我々の時代には、先生方は時間があれば校庭に一緒に出て、ソフトボールをしたり、あるいは相撲とったりと世話をしてくれたのが私たちの育った時代であるというふうに思い出しております。今、学校は非常に多忙化しております。議員ご指摘のように事務量が非常に多い。また、部活動につきましても、なかなか指導する時間がないというのが現実です。その原因はさまざまございます。例えば今言いましたように、今も問題になっております全国学力テスト、あるいは期末テスト等の指導や、あるいはまた採点、そのほか生徒指導、昔はそんなになかったんですけども、家庭の問題にまで教職員が家庭訪問し、指導しなければならないような状況、あるいはまた県教育委員会、あるいは文部科学省に対する調査、そして文書の提出等の事務の多忙化、そういうもの、それから昔は給食がございました。給食費のお金を集めたり、それを納めたり、あるいはまた通知を出したり、そういう細かな配慮をするためのさまざまな事務が今教職員一人にの

しかかっているのは現実であります。したがって、これらの解消のためにも、今、国に対しては教員の定数の改善について県の教育長協議会におきましても要請をし、陳情しているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 最後の企業誘致は今だということなのですが、2013年度より募集が開始されました原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、これは1,700億予算があるんですが、これ県内で使われているのは0.7%しかないんです。こういうことであらゆる補助金、さっき町長も企業誘致の絶好の機会だと、私と認識は同じなのですが、そういうことであらゆる補助金、助成制度を使って企業誘致に汗をかくべきだと、こう思うのですが、もう一度答弁お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。国のほうでも今いろいろと補助事業がつくっていただいておりますが、私はその使い方によっては非常にいい機会だと思っております。それも6月にも、使い勝手しやすくしてくれということを国に強く要望しておりますけれども、そのような立場に立った対策の制度もつくっていただいております。特に今回の産業団地については工業団地ということから、さらに幅を広げて産業団地という中に含めた中で農業関係についての誘致に対して支援制度を新たに4月からつくっていただいたわけでありますので、そういったことでは、国も一生懸命やっています。今、企業誘致については今始まったばかりではなくて、もう前からやっているのでありますが、なかなかこれ実現してない面もありました。ですから、今回西部工業団地が開けるということは、山を見せても、これは乗ってこないのは現実でありました。これからあそこが開ければ、平らになったところ、3区画でございすけれども、それらを見ていただけるようになれば、今まで以上に私は弾みがつくものと、そんな期待も込めているところでございます。これは企業誘致で現場を案内しながら、反省といいますか、結果なんでありすけれども、そんな意味でも、この機会でありすので、川俣町が本当に復旧・復興に向かって全力で町民挙げて取り組んでいる状況を誘致したい企業に来ていただきながら、見ていただいて、川俣町というものを理解を深めていただきながら、立地することについての決断をしていただく、そのような道筋ができるようなものにしていきたいと思っております。

加えて、今、町内の企業も本当に頑張っていると思っております。雇用をなくするようなことにならないように一生懸命やっております。この間も、新しく工場を増設した会社、二つの会社が新工場をつくっていただきました。また設備投資も10億のところから何億、それぞれ設備投資を、もう機械を更新したり、そういった取り組みをしていただいております。そんな意味では、既存の企業も一生懸命頑張っていると思っておりますので、今回の西部工業団地につきましては、既存の企業の企業拡大を図るための用地と、そのようなことでも考えていきたいと、そんな思いでありますので、これは全体的に川俣町の産業振興に資するような企業誘致としてこれからも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

す。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） この西部工業団地の開発というんですか、利用は、私もこの場で何回も当局には質してまいりました。今回、造成ということで、具体的に先がちょっと見えてきたのかなと思っております。町長も今3期目でかなりの人脈、物すごい経験、かなりそういう行動はやってきていると私は見てます。そういうことで、羽田内のあれも成功したのかなと思っております。私はいつもここで、町長はかばんを持って、役場の中は副町長いるし、総務課長がいるんだから、まず、営業本部長として徹底的にやったらどうですかということ、何回も質してまいりました。そのことは当然町長は十分認識していると思います。企業誘致に全職員が結集して成功しますことを申し上げて、終わります。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後3時21分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘